

(日本語仮訳)

特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む
行政システムに関する日中韓比較研究

(第5回JEGTA会合、2017年9月26日 (大田))

目次

I. はじめに	9
II. 日中韓対照表	11
1. 関連規定	11
1.1. 請求の規定	11
1.2. 方式審査の規定	12
1.3. 答弁書の提出の規定	14
1.4. 審理の規定	14
1.5. 請求の取下げの規定	17
1.6. 審判費用負担の規定	17
2. 分類	17
3. 当事者	18
3.1. 請求人	18
3.2. 被請求人	19
3.3. 共同審判	19
3.4. 参加	20
4. 請求	20
4.1. 請求の対象	20
4.2. 請求期限	21

4.3. 趣旨及びその理由	21
4.4. 手数料	22
5. 当該発明	22
5.1. 当該発明の明示	22
5.2. 当該発明の補正	23
6. 方式審査	23
7. 審理手続	24
7.1. 審理の合議体	24
7.2. 方法	24
7.3. 口頭審理	24
7.4. 手続の中止	25
7.5. 審理の範囲	26
7.6. 特許権の保護範囲	27
7.7. 費用の負担	28
8. 審理の終了	28
8.1. 決定の概要	28
8.2. 決定の記載事項	28
8.3. 決定命令	29
8.4. 効果	30
8.5. 上訴	30
8.6. 請求の取下げ	30
9. 早期審理	31
III. 分析結果	33

1. 関連規定	33
1.1. 請求の規定	33
1.2. 方式審査の規定	33
1.3. 答弁書の規定	33
1.4. 審理の規定	33
1.5. 請求の取下げの規定	33
2. 分類	34
3. 当事者	34
3.1. 請求人	34
3.2. 被請求人	35
3.3. 共同審判	35
3.4. 参加	35
4. 審判請求	35
4.1. 対象	35
4.2. 請求の期限	36
4.3. 請求	36
4.3.1. 請求の趣旨	36
4.3.2. 理由	36
4.3.2.1. 趣旨及び理由の補正	37
4.4. 審判請求の手数料	37
5. 当該発明	37
5.1. 当該発明の明示	37
5.2. 当該発明の補正	38

6.	方式審査	38
7.	審理手続	38
7.1.	審理の合議体	38
7.2.	審理方法	39
7.3.	口頭審理	39
7.3.1.	総則	39
7.3.2.	場所	39
7.3.3.	口頭審理の手続	39
7.4.	手続の中止	40
7.5.	審理の範囲	40
7.5.1.	審理の限定	40
7.5.2.	被請求人が反論しない場合	40
7.5.3.	認諾	40
8.	保護範囲	41
8.1.	クレーム解釈の原則	41
8.2.	均等論	41
9.	費用の負担	41
10.	審理の終了	42
10.1.	概要	42
10.2.	審決	42
10.3.	審決（決定）命令	43
10.4.	審決の効果	43
10.5.	審決に対する上訴	43

10.6. 取下げ	44
11. 早期審理	44
12. その他（他の組織との連絡）	44
IV. 各国の制度の概要	46
1. 韓国における権利範囲確認審判	46
1.1. 重要性	46
1.2. 分類	46
1.2.1. 積極的権利範囲確認審判	46
1.2.2. 消極的権利範囲確認審判	47
1.3. 請求	47
1.3.1. 当事者	47
1.3.2. 請求の期限	47
1.3.3. 請求の範囲	48
1.3.4. 審判請求	48
1.4. 審理	48
1.4.1. 審判官の合議体	48
1.4.2. 審理	49
1.5. 審決	50
1.5.1. 審決を下す方法	50
1.5.2. 審決の効果	51
2. 中国における専利権侵害紛争審判	51
2.1. 中国の特許保護制度の特徴	51
2.2. 法定財産	52

2.3. 管轄区域	52
2.4. 当事者	52
2.5. 請求	53
2.6. 審理	54
2.6.1.審理の合議体	54
2.6.2.審理方法	54
2.7. 法的効力	54
3. 日本における判定（特許発明の技術的範囲についての見解）	56
3.1. 判定制度の概念及び特徴	56
3.2. 制度利用の種類	56
3.3. 当事者及び請求期限	57
3.3.1.請求人	57
3.3.2.被請求人	57
3.3.3.請求期限	58
3.4. 請求手続	58
3.4.1.請求書及び答弁書の提出	58
3.4.2.認諾及び取下げ	59
3.4.3.費用の負担及び判定結果に対する上訴	59
3.5. 分類	59
3.6. 審理	60
3.6.1.審理のための合議体	60
3.6.2.審理方式	61
3.6.3.審判の着手順序	61

3.7. 法的効力	62
V. 付録	63
1. 組織	63
1.1. 韓国	63
1.2. 中国	64
1.3. 日本	66
2. 人員	68
3. 特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する統計	69
3.1. 韓国：権利範囲確認審判	69
3.2. 中国：専利権侵害紛争審判	70
3.3. 日本：判定（特許発明の技術的範囲についての公式な見解）	71
4. 特許訴訟制度	72
4.1. 韓国	72
4.2. 日本	72
4.3. 中国	73

1. はじめに

背景

三庁、すなわちKIPO、SIPO及びJPOは、日中韓審判専門家会合(JEGTA)において、2014年は「拒絶査定不服審判」、2015年は「特許付与後の訂正」、そして2016年は「特許無効審判」をテーマとして審判制度に関する比較研究を実施してきた。

本研究は三庁によって実施された第4回共同研究である。主題は2016年に選定され、本研究は2017年9月に行われた第5回審判専門家会合で報告された。

目的

本研究の目的は、各国のユーザー及び審判官の理解の拡大に役立てるために、日中韓における特許紛争解決に資する行政システムについて紹介することである。

内容及び範囲

3カ国のいずれにおいても、特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できる。しかし、裁判所への提訴とは別に、3カ国は、特許紛争の迅速な解決のために特許権の保護範囲について判断する行政システムを運用している。

本研究で比較される行政システムにおいては、特許紛争を直接的又は間接的に解決するために、特許権者又は利害関係人は特許権の範囲についての判断を請求するか、又は侵害禁止命令を求める。本研究の主題は、韓国における権利範囲確認審判、中国における専利侵害紛争審判、及び日本における判定（特許発明の技術的範囲についての見解）である。

韓国における権利範囲確認審判は、第三者が実施する当該発明が特許権の保護範囲に含まれることを確認するための手続である。特許権者、専用実施権者又は第三者は特許審判院に審判を申し立てることができる。

中国における専利権侵害紛争審判は、特許権者、専用実施権者などの特許権所有者によって地方知識産権局に申し立てられ、この制度は第三者の侵害行為の特定とともに侵害禁止命令を下すことができる点で他国の制度とは区別される。

JPOによる判定は誰もが請求できる点が他国の制度とは異なる。被請求人が存在しない場合でも、請求が認められることがある。JPOの判定に対して裁判所に上訴することはできない。

セクション2及び3ではそれぞれ対照表を作成し、制度の規定、各国の制度の当事者、審査手続、終了、法的効力など、さまざまな特徴について比較している。セクション4では国ごとに制度を要約している。

3カ国のシステムは極めて異なるため、これ以上の詳細な比較研究には限界があることに留意しなければならない。加えて、日本の特許庁 (Japan Patent Office: JPO)、及び中国の専利復審委員会 (Patent Reexamination Board (of the SIPO): PRB)は、裁判所又は省政府の地方知識産権局の要請があれば、当該発明が特許権の範囲に含まれるかどうかについて意見を提示することができる制度を持つものの、これらの制度は本研究の範囲には含まれていない。

II. 日中韓対照表

項目		韓国	中国	日本
制度の名称	○ 権利範囲確認審判	○ 専利侵害紛争審判	○ 判定（特許発明の技術的範囲についての見解）	
監督官庁	○ 特許審判院(IPTAB)	○ 省政府の地方知識産権局	○ 特許庁審判部	
1. 関連規定				
1.1. 請求の規定				
○ 第 135 条(権利範囲確認審判) (1) 特許権者または専用実施権者は自身の特許発明の保護範囲を確認するために権利範囲確認審判を請求することができる。 (2) 利害関係人は、他人の特許発明の保護範囲を確認するために、権利範囲確認審判を請求することができる。 (3) 第 1 項または第 2 項による権利範囲確認審判を請求する場合に、請求範囲の請求項が複数である場合には、請求項ごとに請求することができる。		○ 第 60 条 特許権者の許可を受けない特許の実施、すなわち特許権者の特許権侵害の結果紛争が生ずる場合、当事者の協議によって解決する。当事者が協議を望まない場合又は合意に至らない場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起すること、又は特許事務管理部門に処理を求めることができる。当該事案を扱う特許事務管理部門が侵害が立証されるとみなす場合、侵害者に侵害行為を直ちにやめるように命ずることができる。侵害者が命令に不服の場合、命令通知受領日から 15 日以内に、中華人民共和国行政訴訟法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。上述の期限内にそのような訴訟を提起せず、命令に従わない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。当該事案を処理する上述の特許事務管理部門は、当事者からの要請があれば、特許権侵害の損害賠償金額について調停を行うことができる。調停が成立しなかった場合、当事者は中華人民共和国民事訴訟法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。	○ 第 71 条 (1) 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。 (2) 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。 (3) 第 131 条第 1 項、第 131 条の 2 第 1 項本文、第 132 条第 1 項及び第 2 項、第 133 三条、第 133 条の 2、第 134 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 135 条、第 136 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項、第 138 条、第 139 条（第 6 号を除く。）、第 140 条から第 144 条まで、第 144 条の 2 第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 145 条第 2 項から第 5 項まで、第 146 条、第 147 条第 1 項及び第 2 項、第 150 条第 1 項から第 5 項まで、第 151 条から第 154 条まで、第 155 条第 1 項、第 157 条並びに第 169 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定は、第 1 項の判定に準用する。この場合において、第 135 条中「審決」とあるのは「決定」と、第 145 条第 2 項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第 5 項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると	
○ 第 139 条（共同審判の請求等） (1) 同一な特許権に関して第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項及び第 2 項及び第 137 条第 1 項の無効審判、又は第 135 条第 1 項の権利範囲確認審判を請求する者が 2 人以上であれば、全員が共同で審判を請求することができる。 (2) 共有の特許権の特許権者に対して審判を請求するときには、共有者全員を被請求人としなければならない。		○ 第 61 条 特許権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同一の生産物を製造する法人又は個人はその生産物の製造方法が特許の方法と違うこと		

項目	韓国	中国	日本
		を証明する証拠を提出しなければならない。特許権利侵害が実用新案特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者に対し、国务院専利行政部門が作成した調査報告書を提出するよう要求することができる。	き」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第 151 条中「第 147 条」とあるのは「第 147 条第 1 項及び第 2 項」と、第 155 条第 1 項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。 (4)前項において読み替えて準用する第 135 条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。 ○ 第 132 条（共同審判）(1) 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。 (2) 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。
1.2. 方式審査の規定	第 140 条(審判請求の方式) (1) 審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。 1.当事者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地) 2.代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名) 3.審判事件の表示 4. 請求の旨及びその理由 (2) 第 1 項により提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。ただし、次の各	(専利行政法執行弁法) ○ 第 11 条 専利管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求するには、請求人は請求書及び以下の証明書類を提出しなければならない。 (1) 請求人の法的地位の証明書、すなわち個人である請求人の居民身分証明書又はその他の有効な身分証明書、又は法人である場合は有効な事業許可証の副本又は請求人の法的地位を証明できるその他の証明書並びに請求人の法定代理人又は主な担当者の身分証明書 (2) 特許の有効な証明書、すなわち登記簿の副本、又は特許登録証及び当年の特許料領収書 専利権侵害紛争が実用新案又は意匠の特許に関わる場合、専利管理部門は請求人に対し、中国国家知識産権局が発行した特許評価報告書（実用新案検索報告書）の提出を求めることができる。	○ 第 131 条（審判請求の方式） (1) 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。 (i) 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 (ii) 審判事件の表示 (iii) 請求の趣旨及びその理由 ○ 第 131 条の 2 （審判請求書の補正） 前条第 1 項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

項目	韓国	中国	日本
	号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。 1. 第1項第1号による当事者のうち特許権者の記載を正しくするために補正(特許権者を追加することを含むが、請求人が特許権者である場合には追加される特許権者の同意がある場合に限定する。)する場合 2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合 3. 特許権者又は専用実施権者が請求人として請求する権利範囲確認審判で、審判請求書の確認対象発明(請求人が主張する被請求人の発明をいう)の説明書又は図面に対して、被請求人が自身が実際に実施している発明と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の実施発明と同一にするために審判請求書の確認対象発明の説明書又は図面を補正する場合 ③第135条第1項・第2項による権利範囲確認審判を請求するときには、特許発明と対比され得る説明書及び必要な図面を添付しなければならない。	請求人は被請求人の数に応じて請求書及び関連証拠の副本を提示しなければならない。 ○ 第12条 請求書には次の内容が記載されなければならない。 1.請求人の氏名又は名称、住所、法定代理人又は主な担当者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称及び住所 2. 被請求人の氏名又は名称、住所 3. 処理を請求する事項及び事実と理由 関連の証拠と証明資料は請求書の添付の形で提出することができる。 請求書は請求人が署名又は捺印しなければならない。	
	○ 第141条(審判請求書等の却下) (1) 審判長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。 1.審判請求書が第140条第1項及び第3項から第5項まで又は第140条の2第1項に違反した場合 2.審判に関する手続が次の各目のいずれかに該当する場合 イ.第3条第1項又は第6条に違反した場合 ロ.第82条により出すべき手数料を出さなかった場合 ハ.この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合	(專利行政法執行弁法) ○ 第13条 本弁法第10条規定の条件に適合する請求は、専利管理部門は請求書を受理した日から5日以内に受理について請求人に通知、同時に3人又は3人以上の奇数の担当者を指定して当該専利権侵害紛争を処理する。請求が本弁法第10条規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から5日以内に請求人に不受理を通知し、理由を説明しなければならない。	○ 第133条 (方式に違反した場合の決定による却下) (1) 第133条 審判長は、請求書が第131条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。 (2) 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命じることができる。 (i) 手続が第7条第1項から第3項まで又は第九条の規定に違反しているとき。 (ii) 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。 (iii) 手続について第195条第1項又は第2項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

項目	韓国	中国	日本
	(2) 審判長は、第1項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなかった場合には、審判請求書を決定で却下しなければならない。 (3) 第2項による決定は書面で行わなければならない。その理由を付さなければならない。		(3) 審判長は、前二項の規定により、審判に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第131条の2第1項の規定に違反するときは、決定をもってその手続を却下することができる。 (4) 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
	○ 第142条(補正することができない審判請求の審決却下) 不適法な審査請求としてその欠陥を補正することができないときには、被請求人に答弁書提出の機会を与えず、審決をもってその請求を却下することができる。	(専利行政法執行弁法) ○ 第13条 請求が本弁法第10条規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から5日以内に請求人に不受理を通知し、理由を説明しなければならない。	○ 第135条 (不適法な審判請求の審決による却下) 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってこれを却下することができる。
1.3. 答弁書の提出の規定	○ 第147条(答弁書の提出等) (1) 審判長は、審判の請求がされると、審判請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。 (2) 審判長は、第1項の答弁書を受け取ったときには、その副本を請求人に送達しなければならない。 (3) 審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。	(専利行政法執行弁法) ○ 第14条 専利管理部門は立案日から5日以内に請求書及びその添付の副本を被請求人に送達し、受理日から15日以内に答弁書を提出し請求人の数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求しなければならない。被請求人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利管理部門の処理の進行には影響しない。 被請求人が答弁書を提出した場合、専利管理部門は受理した日から5日以内に答弁書の副本を請求人に送達しなければならない。	○ 第134条 (答弁書の提出等) (1) 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。 (3) 審判長は、第1項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。 (4) 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。
1.4. 審理の規定	○ 第154条(審理等) (1) 審判は、口述審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理だけで決定することができるものと認められる場合以外には口述審理をしなければならない。	(専利行政法執行弁法) ○ 第15条 専利管理部門が専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意思に従って調停を行うことができる。双方の当事者が協定に達した場合、専利管理部門は調停協定書を作成して、公印を押し、すべての当事者が署名又は捺印	○ 第145条 (審判における審理の方式) (2) 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

項目	韓国	中国	日本
	(2) 削除。 (3) 口述審理は公開しなければならない。ただし、公共の秩序または善良な風俗にずれる恐れがあれば、この限りではない。 (4) 審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、該当事件の以前審理に出席した当事者及び参加人に知らせたときには、この限りでない。 (5) 審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨とその他必要な事項を記載した調書を作成させなければならない。 (6) 第 5 項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印をしなければならない。 (7) 第 5 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。 (8) 審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。 ○ 第 158 条(審判の進行)審判長は、当事者又は参加人が法定期間又は指定期間内に手続を踏まなかったり第 154 条第 4 項による期日に出席しなくても審判を進行することができる。 ○ 第 159 条(職権審理) (1) 審判においては、当事者又は参加人が申請しなかった理由に対しても審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めその理由に対して意見を陳述できる機会を与えなければならない。 (2) 審判においては、請求人が申請しなかった請求の旨に対しては、審理することができない。	しなければならない。協定に達しなかった場合、適時に処理を決定する。 ○ 第 16 条 専利管理部門の専利権侵害紛争処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも 3 日前に当事者に口頭審理を行う時間と場所を知らせなければならない。当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、又は許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。 ○ 第 17 条 専利管理部門が口頭審理を行う場合、口頭審理の参加人と審理の要点を記録に記入し、間違いのないことを確認した後、案件の担当者と参加人が署名又は捺印する。 ○ 第 21 条 専利権侵害紛争を処理するときに、専利管理部門は訴訟事件表記載日から 3 カ月以内に案件に決断を下さなければならない。非常に複雑な案件の期限を延長する必要がある場合、延長には専利管理部門担当者の承認を要する。期限は承認を受けて 1 カ月まで延長することができる。 上述の案件処理期限に、案件処理過程の告知、評価、中止などのための時間は含まれない。 ○ 第 37 条 専利権侵害紛争処理の過程において、当事者は客観的理由で自身で証拠を収集できない場合、専利管理部門に調査の実施及び証拠収集を文書で請求することができる。専利管理部門は関連状況に従って調査の実施及び関連する証拠の収集を行うか否か決めなければならない。 専利権侵害紛争の処理又は他人の専利を偽る行為の調査処理の過程で、専利管理部門は必要に基づいて職権により関連の証拠を収集することができる。 法の執行人は調査を実施し関連証拠を収集するときに、法執行の証明書を当事者及び関係者に示さなければならない。当事者及び関係者は援助及び協力を示し、誠実に関連情報を提供しなければならない。何人も法の執行人への援助を拒んではならず、調査の実施及び関連する証拠の収集を妨げてはならない。	(3) 審判長は、第 1 項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。 (4) 民事訴訟法第 94 条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。 (5) 第 1 項又は第 2 項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。 ○ 第 146 条 民事訴訟法第 154 条（通訳人の立会い等）の規定は、審判に準用する。 ○ 第 147 条 （調書） (1) 第 145 条第 1 項又は第 2 項ただし書の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。 (2) 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。 ○ 第 152 条（職権による審理） 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第 145 条第 3 項の規定により定めるところに従って出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。 ○ 第 153 条 (1) 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。 (2) 審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

項目	韓国	中国	日本
	○ 第 160 条(審理・審決の併合又は分離)審判官は、当事者の双方又はどちらか一方が同一な複数の審判に対して審理又は審決を併合したり分離することができる。 ○ 第 162 条(審決) (1) 審判は、特別な規定がある場合を除いては、審決をもって終結する。 (2) 第 1 項の審決は、次の各号の事項を記載した書面をもって行わなければならない、審決をした審判官はその記名捺印をしなければならない。 1.審判の番号 2.当事者及び参加人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地) 3.代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名] 4.審判事件の表示 5.審決の主文(第 138 条による審判の場合には、通常実施権の範囲・期間及び対価を含む。) 6.審決の理由(請求の旨及びその理由の要旨を含む。) 7. 審決年月日 (3) 審判長は、事件が審決をする程度に成熟したときには、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 (4) 審判長は、必要であると認めれば第 3 項によって審理終結を通知した後にも当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することができる。 (5) 審決は、第 3 項による審理終結通知をした日から 20 日以内にする。		(3) 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。 ○ 第 154 条 (審理の併合又は分離) (1) 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。 (2) 前項の規定により審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる。 ○ 第 157 条 (審決) (1) 審決があつたときは、審判は、終了する。 (2) 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。 (i) 審判の番号 (ii) 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 (iii) 審判事件の表示 (iv) 審決の結論及び理由 (v) 審決の年月日 (3) 特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

項目	韓国	中国	日本
	(6) 審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。		
1.5. 請求の取下げの規定	○ 第 161 条(審判請求の取下げ) (1) 審判請求は、審決が確定するまで取下げることができる。ただし、答弁書が提出された後には相手方の同意を得なければならない。 (2) 複数の請求項に関して第 133 条第 1 項の無効審判又は第 135 条の権利範囲確認審判を請求したときには、請求項ごとに取下げることができる。 (3) 第 1 項または第 2 項による取下げがあれば、その審判請求またはその請求項に対する審判請求は始めからなかったものとみなす。	○	○ 第 155 条 (審判の請求の取下げ) 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。
1.6. 審判費用負担の規定	○ 第 165 条(審判費用) (1) 第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項、第 135 条及び第 137 条第 1 項の審判費用の負担は、審判が審決によって終結されるときにはその審決をもって、審判が審決によらずに終結されるときには決定をもって定めなければならない。 (2) 第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び同法第 116 条を準用する。	○ 無料	○ 第 169 条 (審判における費用の負担) (3) 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする。 (4) 民事訴訟法第六十五条（共同訴訟の場合の負担）の規定は、前項の規定により請求人が負担する費用に準用する。 (6) 審判に関する費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な給付については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。
2. 分類	< 積極的権利範囲確認審判 >	○ なし。	○ ア 相手方があり、当事者対立構造をとる例

項目	韓国	中国	日本
	○ 特許権者が当該発明の関係者に対する審判を請求する。 < 消極的権利範囲確認審判 > ○ 当該発明の関係者が特許権者に対する審判を請求する。 (審判便覧第 14 部第 3 章第 1 節)	○ 特許権者が当該発明の利害関係者に対して審判を請求する。 ○ 当該発明の利害関係者が特許権者に対して審判を請求する。	(ア) 特許権者が、現に実施し、又は実施していた第三者のものについて、その者を相手方として判定を求める (イ) 特許権者が、他の特許権者の発明について、その特許権者などを相手方として判定を求める (ウ) 特許権者以外の者が、特許権者を相手方として、自己の実施し、又は実施しようとしているものについて判定を求める (エ) 専用実施権者が、現に実施し、又は実施していた第三者のものについて、その第三者を相手方として判定を求める (オ) 専用実施権者以外のものが、専用実施権者を相手として、自分で実施し、又は実施しようとしているものについて判定を求める ○ イ 相手方のない例 (ア) 特許権者が、自分で実施しているもの、あるいは実施しようとしているものについて、判定を求める (イ) 実施者が不明なものについて、特許権者が判定を求める (ウ) 専用実施権者が自分で実施しているものについて、判定を求める (エ) 実施者が不明なものについて、専用実施権者が判定を求める (審判便覧 58-01 2.(2))

3. 当事者

3.1. 請求人

項目	韓国	中国	日本
	○ 積極的権利範囲確認審判では、請求人は特許権者又は専用実施権者である。 ○ 消極的権利範囲確認審判では、請求人は当該発明の利害関係者である。 - 利害関係者は特許の範囲に関して紛争を起こしう るような当該発明を実施する者だけでなく、実施を 意図する者も含む。 (審判便覧第 14 部第 4 章第 1 節)	○ 請求人は特許権者又は利害関係者である（特許実施権の 被許諾者及び特許権者の法定相続人を含む）。 ○ 特許権者に警告を受けた者は自身の実施する発明につい て判定を請求することができる。 (専利行政法執行弁法) ○ 第 10 条 専利管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求す るには、以下の条件に適合しなければならない。 (1)請求人が専利権人又は利害関係者である。 第一項で述べる「利害関係者」には専利実施許可契約の 被許可人、専利権の合法的な継承人を含む。専利実施許 諾契約の被許可人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人 は単独で請求を提出することができる。排他実施許諾契 約の被許諾人は専利権者が請求していない状況下で、単 独で請求を提出することができる。契約に別途約定のあ る場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾人は単独で請 求を提出することはできない。	○ 判定を請求する者。（原則的には判定の結果につ いて、法律上の利害関係がある必要はない。） (審判便覧 58-01 2.(3))
3.2. 被請求人			
	○ （積極的権利範囲確認審判）許可なく特許発明を実 施する者 ○ （消極的権利範囲確認審判）特許権者	○ 被申立人（許可なく特許発明を実施する者） (専利行政法執行操作指南) ○ 2.1.2.2 被申立人は自然人、法人その他の組織でなければ ならない。	○ ア （権利者が請求人）発明を実際に実施する又 は実施した者 ○ イ （権利者以外の者が請求人）権利者（特許権 者、専用実施権者）
3.3. 共同審判			
	○ A. 同一な特許権に関して審判を請求する者が 2 人い 上であれば、第 139 条(1)に従って全員が共同で審判 を請求することができる。 ○ B. 特許の共有者は共有者全員を被請求人としなけれ ばならない。	(専利行政法執行操作指南) ○ 2.1.2.3 共同申立人又は被申立人 ○ 専利権侵害紛争は、次の各号に掲げるいずれかにかが移動 する場合、関係する機関・組織又は個人は、事案の処理 に共同で参加しなければならない。 (1) 本案専利権を 2 以上の専利権者が有する場合におい て、専利権を共有する者全体が共同申立人である。専利	○ 同一の特許権について判定を請求する者が二人い 上あるときは、これらの者は共同して審判を請求 することができる。共有に係る特許権について特 許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全 員を被請求人として請求しなければならない。 (第 131 条第 1 項及び第 2 項)

項目	韓国	中国	日本
		権を共有する者の一部が関係する法人の権利の放棄を明確に表明する場合を除く (2) 被申立人が個人パートナーである場合において、パートナー全員が共同被申立人である (3) 法令において定められたその他の状況	○ 判定を求める特許発明が共有に係るものであるときに、特許権者全員を共同請求人とする必要はない。（審判便覧 58-03 1.(1)） ○ 当事者の一方又は双方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。（第 154 条第 1 項及び第 2 項） 合議体は、複数の判定事件を勘案して、これらの審理を併合した方が、事案を迅速・的確に審理できると判断したときは、判定制度の趣旨に反しない限り、かつ当事者の特段の意思表示がない限り、併合して判定の手続きを進めることができる（審判便覧58-02 2.(4)）
3.4. 参加	○ 第 155 条(参加) (1) 第139条第1項によって審判を請求することができる者は、審理が終結されるまでその審判に参加することができる。 (2) 第1項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続を続行することができる。 (3) 審判の結果に対して利害関係を有した者は、審理が終結されるまで当事者のどちらか一方を補助するためにその審判に参加することができる。	○ 必要であれば、訴訟参加人を加えることができる。	○ 第 148 条（参加）は判定に準用されない。 しかし、判定においては参加が認められないから、切実な利害関係を有する者が存在するときを考慮し、共有権者の一部を被請求人とする請求については、審判官は、必要と認めるときには、他の権利者に副本を送付し、職権でその意見を求めるものとする。専用実施権者のときについても同様とする。（審判便覧 58-03 1.(1)）
4. 請求			
4.1. 請求の対象	○ 特許発明の保護範囲 - 当該発明が特許の範囲に属するか否か ○ 特許が 2 以上の請求項を含む場合はそれぞれの請求項に請求を適用することができる。	○ 侵害を確定させるべきか ○ 侵害の具体的請求項を明記しなければならない。 ○ 請求は 1 以上の請求項に関連して行うことができる。	○ 特許発明の技術的範囲 - 当該発明が特許 no.XXXXXXX の技術的範囲に含まれるか否か ○ それぞれの請求項に請求を行うことができる。

項目	韓国	中国	日本
4.2. 請求期限	○ 請求を申し立てられるのは特許権の期間中に限られる。特許権の権利範囲確認審判は現存する特許の範囲を決定することを意図するので、特許が消滅している場合、裁判所はそのような請求は認められないと考える。	○ 請求人は侵害が特許権の現存中に起こったとみなす状況下において、特許権成立日から請求を行うことができる。 (特許法) ○ 第 68 条 特許権侵害の訴訟の時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が侵害行為を知った、又は知り得た日から起算する。	○ 判定は、原則として、権利の消滅後でも 20 年間は請求することができる。(審判便覧 58-01 2.(4))
4.3. 趣旨及びその理由			
4.3.1. 請求の趣旨	○ (積極的権利範囲確認審判) 「当該発明は特許#__の範囲に属する」 ○ (消極的権利範囲確認審判) 「当該発明は特許#__の範囲に属さない」 ○ 当該発明、説明又は図面(特許発明と比較可能な明細書又は図面—第 140 条 3)を添付しなければならない。 (審判便覧第 14 部第 4 章第 2 節) ○ 当該発明は 1 つだけでなければならない。そうでない場合、審判は却下される。	○ 請求の目的は特許権の範囲に含まれるか否かである。	○ 請求の趣旨を請求書に記載しなければならない(第 131 条第 1 項)。 請求の趣旨は、一定の技術内容が特許発明の技術的範囲に属するか属しないかのどちらか一方を記載して判定が請求されるのが通常である。(審判便覧 58-01 2.(1)) 例えば、「当該図面及び明細書に示される発明は特許 no.〇〇〇〇の技術的範囲に属しないと記載して、判定を請求する」 ○ 判定請求一件につき、(イ)号は一個である。(審判便覧 58-01 2.(1))
4.3.2. その理由	○ 審判請求理由の説明が第 140 条(1)3 及び第 140 条 2(1)6 に基づき義務づけられている。 ○ 審判官による審判手続において請求人の主張を理解するために審判請求理由は重要なので、審判を申し立てるときには上訴請求の理由に実質的な理由を明記しなければならない。 ○ 「請求理由」に実質的な理由が説明されていない場合、第 141 条(1)1 に従って審判請求の補正を命じなければならない。	○ (専利行政法執行操作指南) ○ 2.1.3.3 申立書には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。 (3) 申立事項、侵害理由及び侵害事実。侵害理由は、特許発明と当該発明の技術的比較(侵害されている具体的請求項を明記しなければならない)。侵害事実は、侵害行為が発生した時間及び場所、侵害被疑製品を購入した時間、場所及び手続など、侵害の概況を説明しなければならない。	○ 請求の要旨を請求書に記載しなければならない(第 131 条第 1 項)。 ○ 請求理由説明の例 1. 判定請求の必要性 2. 特許の履歴 3. 特許発明の詳細 4. 当該発明の詳細 5. 特許発明と当該発明の技術的比較

項目	韓国	中国	日本
	○ そのような補正が指定期間内になされない場合、第141条(2)に基づき審判請求は決定によって却下される。 (審判便覧第3部第4章第5節)		6. 当該発明が特許発明の技術的範囲に含まれる／含まれない理由の説明 7. 結論
4.3.3. 補正	○ 審判請求書の補正は、その要旨を変更することができないが、請求の要旨を明記するために必要な「理由」の補正は要旨の補正とは見なされない。(第140条2) 請求書の要旨とは、審判の当事者及び対象を意味する。当事者、事例の特定及び要旨に関して、同一性の範囲内で補正が認められる。	○ 請求書の補正は、通常はその要旨を変更するものであってはならない。必要であれば、訴訟参加人を加えることができる。	○ 請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない(第131条の2第1項) 請求の趣旨・理由を変更する補正は、判定請求書の要旨を変更するものであるから認められない。(例えば、対象であるイ号を同一でないものに変更すること)。請求の趣旨・理由が整合しないときは、請求の趣旨に合わせて理由を補正させる。(審判便覧 58-03 1.(2))
4.4. 手数料	○ 審判請求が電子書式で提出される場合：1件当たり150,000ウォン、プラス特許出願又は特許権の1請求項当たり15,000ウォン ○ 審判請求が書面形式で提出される場合：1件当たり170,000ウォン、プラス特許出願又は特許権の1請求項当たり15,000ウォン	○ 無料	○ 1件当たり 40,000 円
5. 当該発明			
5.1. 当該発明の明示	○ 当該発明とは、現在使用される又は将来使用される発明である。 ○ この審判を請求するには、当該発明の技術的内容を具体的に記載して、特許発明のそれと比較できるようにしなければならない。そうでない場合、そのような請求は却下される。明示が不十分な場合、審判官は説明及び図面の補正を命じなければならない。 (審判便覧第14部第5章第4節)	(専利行政法執行操作指南) ○ 2.1.3.3 申立書には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。 (3) 申立事項、侵害理由及び侵害事実。侵害理由は、特許発明と当該発明の技術的比較(侵害されている具体的請求項を明記しなければならない)。侵害事実とは、侵害行為が発生した時間及び場所、侵害被疑製品を購入した時間、場所及び手続など、侵害の概況を説明しなければならない。 ○ 2.1.3.6 専利権侵害行為の実施に係る証拠	○ 請求の趣旨は、一定の技術内容が特許発明の技術的範囲に属するか属しないかのどちらか一方を記載して判定が請求されるのが通常である。(審判便覧 58-01 2.(1)) ○ 判定請求一件につき、(イ)号は一個である。(審判便覧 58-01 2.(1)) ○ イ号が実質的に複数あると認められる場合、請求人に審尋等を行い、回答書等を提出させて、一つのイ号に特定させる。その際、他のイ号については別途の判定請求を促す。(審判便覧 58-03 1.(2))

項目	韓国	中国	日本
		専利権侵害行為の実施に係る証拠とは、申立人が提出する、被申立人が侵害行為を実施したことを証明できる物証、書証などの証拠をいう。 証拠が十分か否かは、立件条件ではない。立件審査の段階において、特許事務管理部門は、証拠又は証拠の手がかりを提供できるか否かなどに対してのみ審査を行えばよい。	
5.2. 当該発明の補正	○ 当該発明の補正が認められるのは、発明が同一性を維持し（明細書又は図面に関して等）、明らかに誤った陳述を訂正し、及び／又は不明確な陳述を明確にし、及び／又は何事かを詳細に説明する場合に限られる。 ○ 積極的権利範囲確認審判では、請求人が審判請求書において当該発明（請求人によって請求される請求人の発明を指す）は自身によって実施される発明とは異なると主張する場合に、当該発明を請求人によって実施される発明と同一とするために、当該発明の補正が認められる。 （審判便覧第 14 部第 5 章第 4 節）	○ 当該発明（当該対象項）の補正は認められない。	○ 対象であるイ号を同一でないものに変更することは、請求の趣旨を変更するものであるから認められない。（審判便覧 58-03 1.(2)）
6. 方式審査	○ 審判請求へ法の定める方式を満たすか否か審査される。このようにして、請求が第 140 条 1 及び 3-5、第 140 条 2.1、3.1 又は 6 に違反する場合、又は請求手数料が未払いの場合、又は法の手続に従っていない場合、特許審判長は指定期間内の補正を命じ、補正されない場合、却下命令という、理由を添えた請求却下状を発行しなければならない。この命令に異議を唱える当事者は特許裁判所に訴訟を起こすことができる。 ○ 適法性審査は審判請求自体が適法か否かに係わる。審判請求に補正することのできない欠陥が含まれる	（専利行政法執行弁法） ○ 第 13 条 本弁法第 10 条規定の条件に適合する請求は、専利管理部門は請求書を受理した日から 5 日以内に受理について請求人に通知、同時に 3 人又は 3 人以上の奇数の担当者を指定して当該専利権侵害紛争を処理する。請求が本弁法第 10 条規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から 5 日以内に請求人に不受理を通知し、理由を説明しなければならない。	請求書が法の定める方式要求事項を満たさない場合、審判長は指定期間内の補正を命じ、請求書が補正されない場合、審判長は決定によって手続を却下することができる。（第 133 条）

項目	韓国	中国	日本
	場合、被請求人に答弁書提出の機会を与えず、審決をもってその請求を却下することができる。（第142条）これを審判請求の却下といい、却下された当事者は特許裁判所に上訴することができる。共同所有者の一部が当事者として不参加の場合、利害関係のない者が訴訟を提起する場合などは、審判は却下される。		
7. 審理手続			
7.1. 審理の合議体	(専利行政法執行操作指南) ○ 審判は、3名又は5名の審判官で構成される合議体とする。（第146条） ○ 2.1.4.1 当該専利権侵害紛争を処理する3名以上の奇数の法執行者を指定しなければならない。 ○ 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う（第71条第2項、第136条第1項）。		
7.2. 方法	(専利行政法執行弁法) ○ 審判手続は口頭審理又は書類審査によって行われる。実際には、書類審査が通例である。ただし、書類審査のみでは双方の当事者の主張を理解することが難しい場合、又は当事者が口頭審理を請求する場合、口頭審理が行われる。 ○ 第16条 専利管理部門の専利権侵害紛争処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも3日前に当事者に口頭審理を行う時間と場所を知らせなければならない。 ○ 判定の審理は、書面審理が原則であるが、審判長は、当事者の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとする。（審判便覧58-02.2.）		
7.3. 口頭審理			
7.3.1. 総則	○ 当事者からの請求又は職権による ○ 書類審査のみに基づいて十分に決定を下すことができる場合に、当事者によって口頭審理が請求される場合、それは15日以内に拒絶され、請求者に通知される。 (特許審判院取扱規則 39.2) ○ 口頭審理を行う際に、審判官は指定日の遅くとも3週間前までに期日及び場所を当事者に書面で通知しなければならない。 (審判便覧第10部第5章第1節)	(専利行政法執行弁法) ○ 第16条 専利管理部門の専利権侵害紛争処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも3日前に当事者に口頭審理を行う時間と場所を知らせなければならない。当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、又は許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。	○ 当事者の申立てにより、又は職権で 当事者対立構造になる場合があり、事実の真相を把握するためには口頭審理によることがより適切なときは、口頭審理とする。 (審判便覧 58-02.2.) ○ 口頭審理期日呼出状は、原則として期日の2週間前までに送達する。 (審判便覧 33-013.)

項目	韓国	中国	日本
7.3.2. 場所	○ IPTAB の審判廷 ○ 審判長は審判廷以外の口頭審理の場所を決定することができる。	○ 特許事務管理部門の審判廷。	○ 口頭審理が行われる場合は、特許庁の審判廷。
7.3.3. ビデオ口頭審理システム	○ 利用可能（ソウルとテジョンの審理室を接続することによって口頭審理を行うことができる）	○ 利用可能。	○ ビデオ口頭審理システムはない。
7.3.4. 口頭審理の手続	○ 双方の当事者が欠席の場合は、口頭審理を中止しなければならない。 ○ しかし、一方の当事者が欠席の場合は、口頭審理を実施しなければならず、その当事者は、民事訴訟とは違って、認諾をしたとは見なされない。 ○ 口頭審理では韓国語を用いなければならない。（規則 65(2)）	（専利行政法執行弁法） ○ 第 16 条 当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、又は許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。 ○ 口頭審理では中国語を用いなければならない。 ○ 双方の当事者が欠席の場合は、口頭審理を中止しなければならない。	○ 双方の当事者が欠席の場合は、口頭審理を中止しなければならない。ただし、一方の当事者が欠席の場合は、口頭審理を実施しなければならず、他方の当事者は、民事訴訟とは違って、認諾をしたとは見なされない。 ○ 口頭審理において、参加者（審判官、当事者）は日本語を用いなければならない。
7.3.5. 記録	○ 審判書記官は、調書を作成しなければならない。調書は審判長及び審判書記官が記載及び署名しなければならない。	（専利行政法執行弁法） ○ 第 17 条 専利管理部門が口頭審理を行う場合、口頭審理の参加人と審理の要点を記録に記入し、間違いのないことを確認した後、案件の担当者と参加人が署名又は捺印する。 ○ 法執行官は調書を作成しなければならない。調書は法執行官及び出席者が署名しなければならない。	○ 審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない（第 147 条）。
7.4. 手続の中止	○ 必要であれば、職権又は当事者の申請に基づいて、他の審判の審決が確定されたり訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。 （第 164 条(1)）	○ 特許権侵害紛争の処理中に、被請求人が無効審判を請求し、かつ特許審判委員会に受理された場合、特許業務管理部門に処理の中止を請求することができる。 ○ 特許事務管理部門は被請求人が提出した中止理由が明らかに成立しないと認めた場合は、処理を中止しなくてもよい。 （中華人民共和国特許法実施細則第 82 条）	○ 第 168 条（訴訟との関係による中止）は判定手続に適用されない。

項目	韓国	中国	日本
7.5. 審理の範囲			
7.5.1. 審理の限定	○ 公益のために、当事者又は参加人が申請しなかった理由に対しても審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めその理由に対して意見を陳述できる機会を与えなければならない（第159条1）。請求人が申請しなかった請求の旨に対しては、審理することができない（第159条2）。ゆえに、職権による審判は趣旨を裏づける理由に限定される。 （審判便覧第14部第5章第8節）	（専利行政法執行弁法） ○ 第37条 専利権侵害紛争処理の過程において、当事者は客観的理由で自身で証拠を収集できない場合、専利管理部門に調査の実施及び証拠収集を文書で請求することができる。専利管理部門は関連状況に従って調査の実施及び関連する証拠の収集を行うか否か決めなければならない。 専利権侵害紛争の処理又は他人の専利を偽る行為の調査処理の過程で、専利管理部門は必要に基づいて職権により関連の証拠を収集することができる。 法の執行人は調査を実施し関連証拠を収集するときに、法執行の証明書当事者及び関係者に示さなければならない。当事者及び関係者は援助及び協力を示し、誠実に関連情報を提供しなければならない。何人も法の執行人への援助を拒んではならず、調査の実施及び関連する証拠の収集を妨げてはならない。	○ 判定手続では職権による審理が行われる。審判長は当事者が申し立てない理由について審理し、職権により審理方法を書類審査から口頭審理に変更することができる。（第152条及び第153条） ○ しかし、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない。（審判便覧 58-02 2.(3)）
7.5.2. 被請求人が反論しない場合	○ 消極的権利範囲確認審判では、被請求人が請求人の請求に明らかに反論しない場合、請求は却下される。 （審判便覧第14部第5章第9節）	（専利行政法執行弁法） ○ 第26条 当事者が調停により協定に達した場合、調停協定書を作成して公印を押し、双方の当事者が署名又は捺印する。協定に達しなかった場合、専利管理部門は案件を取り消す方法で案件を終了し、また双方の当事者に通知する。	○ 判定は、判定の結論を当事者の主張のみでなく職権によって確定するものであり、認諾は認められないと考えられる。（審判便覧 58-03 1.(4)）
7.5.3. 認諾	○ IPTAB 特許審判は糾問主義を採用し、その場合特許審判は公益及び産業政策を理由として第三者に対して効果的な解決策を必要とするため、審判官は積極的な役割を果たす。当事者の認諾があっても、具体的事実を特定し、それに応じて判断を下す必要がある。 （審判便覧第14部第5章第10節）	○ 当事者の認諾があっても、具体的事実を特定し、それに応じて判断を下す必要がある。	○ 判定は、判定の結論を当事者の主張のみでなく職権によって確定するものであり、認諾は認められないと考えられる。（審判便覧 58-03 1.(4)）

項目	韓国	中国	日本
7.6. 特許権の保護範囲	○ 当該発明が特許発明の何らかの要素を欠く限り、そのような当該発明は発明の範囲外にある。 ○ しかし、「均等論に基づく侵害」が認識されるため、当該発明が特許発明の要素を他のものと置換する場合、新たな要素は特許発明の要素と同じ機能を実質的に同じやり方及び結果で実施し、その熟練者は当該発明の実施時にそのような置換を容易に見抜くことができるが、そのような当該発明は特許出願時には公に知られていなかった。	(専利行政法執行弁法) ○ 第18条 専利法第59条で述べる「発明又は実用新型専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」というのは、専利権の保護範囲がその権利要求に記載された技術特徴によって確定される範囲を基準とし、また記載された技術特徴と同等の特徴によって確定される範囲も含むことを指す。同等の特徴とは、所属分野の一般の技術人員が創造的な労働を経る必要なく連想することが可能な特徴を指す。	○ 技術的範囲確定の原則 特許発明の技術的範囲の確定は、特許請求の範囲に基づく。 特許請求の範囲に記載された構成中にイ号と異なる部分が存するときには、特許発明の技術的範囲に属するということとはできない。 ○ 均等成立の要件 特許請求の範囲に記載された構成中に、対象製品と異なる部分が存するときであっても、以下の対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解する。 (1) 相違部分が特許発明の本質的な部分でない。 (2) 相違部分を置換しても特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。 (3) 対象製品等の製造等の時点において、相違部分を置換することを、当事者が容易に想到できる。 (4) 対象製品等が、出願時における公知技術と同一又は当業者が出願時に容易に推考することができたものではない。 (5) 対象製品等が特許発明の出願手続きにおいて特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情がない。 無効であるとの主張又は間接侵害の主張は判定では考慮されない。 (審判便覧 58-03 1.(5))

項目	韓国	中国	日本
7.7. 費用の負担	○ 原則的には、敗者が審判費用を負担する。決定は職権によりどちらの当事者が負担するか明確に決めなければならない。	○ 無料	○ 審判に関する費用は敗者負担とする原則は、通常は判定制度には適用されない。 判定請求の費用は、通常は請求人負担とする。 (審判便覧 47-01 5.)
8. 審理の終了	○ IPTAB 審理は一般的には決定によって終了するが、請求が法的形式を満たさない場合、審判は命令とともに、又は請求の取り下げとともに終了することができる。 ○ 案件が徹底的に審査され、裁定の準備ができたとき、審判長は当事者及び参加人に通知しなければならない。決定は、審理終了通知日から 20 日以内に下される。 (審判便覧第 12 部第 1 章)	(専利行政法執行弁法) ○ 第 21 条 専利権侵害紛争を処理するときに、専利管理部門は訴訟事件表記載日から 3 カ月以内に案件に決断を下さなければならない。非常に複雑な案件の期限を延長する必要がある場合、延長には専利管理部門担当者の承認を要する。期限は承認を受けて 1 カ月まで延長することができる。 上述の案件処理期限に、案件処理過程の告知、評価、中止などのための時間は含まれない。 ○ 調停仲裁が成立する場合でも、審判は、請求人が請求を撤回した場合のみ終了することができる。 ○ 判定の審理が終わっても結審通知を行わない。	○ (1) 判定は、判定の謄本の当事者に対する送達、判定請求の取下げ、又は決定（却下）の謄本の送達とともに終了する。放棄は、取下げに準じて取り扱う。 ○ (2) 判定の審理が終わっても結審通知を行わない。 (審判便覧 58-03 3.)
8.1. 決定の概要	○ 請求範囲の請求項が複数である場合には、請求項ごとに請求することができる。(第 135 条 2) よって、請求人が請求項を明示する場合、当該発明が関連する請求項の範囲に属するか否かを決定し、決定の結論に明記しなければならない。	○ 請求人は侵害された具体的請求項を明記しなければならない、それは特許の 1 つ以上の請求項かもしれない。 (専利行政法執行弁法) ○ 第 19 条 当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛争では処理決定書を作成しなければならない、以下の内容を明記する。 3. 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠	当該部分が特許発明の技術的範囲に属するか否かを決定し、理由とともに結論として記載する。
8.2. 決定の記載事項			

項目	韓国	中国	日本
	○ IPTAB 決定書は(i)審判部の表示、(ii)表題、(iii)審判事件の表示、(iv)当事者及び弁護人など審判の関係者、(v)原審の期日、(vi)審決の結論、(vii)理由、(viii)IPTAB 審決の期日、及び(ix)審決を下した審判官の氏名及び署名を記載する。 (審判便覧第 12 部第 2 章第 1 節)	(専利行政法執行弁法) ○ 第 19 条 当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛争では処理決定書を作成しなければならない、以下の内容を明記する。 1. 当事者の名称又は氏名、住所 2. 当事者の陳述した事実と理由 3. 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠 4. 処理を決定し、権利侵害行為が成立していると認定した場合、被請求人が速やかに停止すべき権利侵害行為の種類、対象、範囲を明確に記述して命じなければならない。権利侵害行為が不成立だと認定した場合、請求人の請求を差し戻ししなければならない。 5. 処理決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。 処理決定書は専利管理部門の公印を捺印しなければならない。 ○ 第 26 条 当事者が調停により協定に達した場合、調停協定書を作成して公印を押し、双方の当事者が署名又は捺印する。協定に達しなかった場合、専利管理部門は案件を取り消す方法で案件を終了し、また双方の当事者に通知する。	○ 判定結果（審決文書）は、(i)審判の番号、(ii)当事者等の氏名又は名称及び住所、(iii)審判事件の表示、(iv)審決の結論及び理由、及び(v)審決の年月日を記載しなければならない。（第 157 条） 判定書は審判官が記名押印しなければならない。これらは電子情報処理システムによって処理されることがある。（審判便覧 58-03 2.(1)）

8.3. 決定命令

○ 承認：	(例)	結論の記載要領
(1) 消極的権利範囲確認審判	[結論]	[結論]
「当該発明は特許#_の範囲に属さない」	被請求人は請求された侵害製品を製造、使用、販売、売り出し、輸入した。上記のいずれも特許権の侵害行為とは見なされない。 -----	ア 肯定的／否定的結果
(2) 積極的権利範囲確認審判	--	イ号図面及びその説明書に示す「……」は、日本の特許 NO. XXXXXXX の発明の技術的範囲に属する（属しない）。
「当該発明は特許#_の範囲に属する」		イ 却下の場合
○ 拒絶：	特許法第 60 条に従って、本審議会は以下の決定を下した。	本件判定の請求を却下する。
「本請求はこれにより拒絶される」		

項目	韓国	中国	日本
	○ 一部が承認され、一部が拒絶された。 「当該発明は特許#_の請求項#の範囲に属する」 残りの請求は拒絶される。	請求人の侵害行為中止の請求を却下した。また専利管理部門の法的条件を超えるその他の請求もともに却下される。	(審判便覧 58-03 2.(2))
8.4. 効果	○ 審判の審決が確定されたときに、当該発明が特許の範囲に属するか否かが確認される。ゆえに、発明がそこに属するとの審決が確定された場合、当該発明の実施は特許の侵害と見なされる。ただし、確定審決は特定の民事又は刑事事件について裁判所を拘束するものではなく、技術的決定にすぎない。この法律による審判の審決が確定されたときには、その事件に対しては誰でも同一事実及び同一証拠により再び審判を請求することができない。ただし、確定された審決が却下審決である場合には、この限りでない。(第 163 条)	(専利行政法執行弁法) ○ 第 20 条 専利管理部門又は人民法院が権利侵害が成立すると認定する処理決定又は判決を出した後、被請求人は同一の専利権について再び同類の権利侵害行為を行い、専利権人又は利害関係者が処理を請求した場合、専利管理部門は権利侵害行為を速やかに停止するよう命じる処理決定を直接出すことができる。	○ 判定は特許発明の技術的範囲についての特許庁(審判合議体)の公的な見解の表明であって、事実上、社会的にみて十分尊重され、裁判所も権威ある判断の一つであると判示している。ただし、なんらの法的拘束力はない。(審判便覧 58-00 2.)
8.5. 上訴	○ 審決に異議を申し立てる者は、審決の認証謄本を受け取ってから 30 日以内に審決取消を求める訴訟を提起することができ、特許裁判所の決定に関して、特許裁判所から決定書を受け取ってから 14 日以内に審判請求理由書を最高裁判所に提出することができる。特許裁判所の上訴期間に関して付加期間を請求する場合、審判長は居住者に対しては 20 日間の付加期間、非居住者に対しては 30 日間の付加期間を指定することができる。	(特許法) ○ 第 60 条 特許業務管理部門は、権利侵害行為の成立を認めた場合は、侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じることができる。当事者は不服がある場合は、処理の通知を受け取った日から 15 日以内に中華人民共和國行政訴訟法によって、人民法院に訴訟を提起することができる。侵害者が期間が満了しても訴訟を提起せず、侵害行為も停止しない場合は、特許業務管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。	○ 判定は被請求人又は第三者になんらの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他権力の行使に当たる行為にあたらぬ。したがって、この法律に基づく判定結果への上訴は不可能である。(審判便覧 58-00 2.)
8.6. 請求の取下げ			

項目	韓国	中国	日本
	○ 第 16 条（審判請求の取下げ） (1) 審判請求は、審決が確定するまで取下げることができる。ただし、答弁書が提出された後には相手方の同意を得なければならない。 (2) 複数の請求項に関して第 133 条第 1 項の無効審判又は第 135 条の権利範囲確認審判を請求したときには、請求項ごとに取下げることができる。 (3) 第 1 項又は第 2 項による取下げがあれば、その審判請求又はその請求項に対する審判請求は始めからなかったものとみなす。	○ 審判の請求は、審決が確定する前に、請求人によって取り下げることができる。	○ 判定の請求は、審決が確定し被請求人に送られるまでは、取り下げることができる。（第 155 条第 1 項） ○ 他の種類の審判と違って、判定の請求は、相手方の答弁書が提出された後でも、相手方の同意なしに取り下げることができる。

9. 早期審理

○ 審理は、原則として、請求日の順に行われる。ただし、早期審理が必要と見なされる場合、ある審理を他の審理に優先して進めることができる。 ○ 早期審理 - 早期審理が求められるときに、特許権の範囲又は侵害行為を禁じる仮差止め命令の請求に関する無効審判の確認審判 ○ スーパー早期審理 - 裁判所によって通知された侵害訴訟に関する審判事件 - 韓国公正取引委員会に通知した不公正取引方法調査事件に関する審判事件 - 知的財産権をめぐる紛争を原因とする係属中の訴訟、又は警察に起訴された、又は審理請求後の起訴に関し、利害関係人又は関連機関／組織が早期審理を求める審判事件 - 利害関係人が、相手方の同意を得て、スーパー早期審理に対する請求書を提出する審判事件	○ なし	○ 着手順序は、請求日順が原則である。 しかし、判定事件は、通常、無効審判事件・訂正審判事件、更には、侵害事件などと関連している場合があり、に関連する複数の事件を総合的に検討して、着手順序の原則によらないときがある。 ○ 判定の請求自体、当該特許発明の技術的範囲について現存する争いなしその予防、あるいは事業の実施などがからみ早期に解決を要することが多い。 したがって、できる限り迅速に審理することが望ましい。 （審判便覧 58-02 2.(5)） ただし、判定に対して早期審理を請求することはできない。
---	--	---

日本語訳

III. 分析結果

1. 関連規定

1.1. 請求の規定

（韓国）特許法第135条、（中国）特許法第60条及び第61条、（日本）特許法第71条を参照のこと

1.2. 方式審査の規定

（韓国）特許法第140条、第141条及び第142条、（中国）専利行政法執行弁法第11条及び第12条、（日本）特許法第131条、第131条の2、第133条及び第135条を参照のこと

1.3. 答弁書の規定

（韓国）特許法第147条、（中国）専利行政法執行弁法第13条及び第14条、（日本）特許法第134条を参照のこと

1.4. 審理の規定

（韓国）特許法第154条、第158条から第160条及び第162条、（中国）専利行政法執行弁法第15条から第17条、第21条及び第37条、（日本）特許法第145条から第147条、第152条から第154条及び第157条を参照のこと

1.5. 請求の取下げの規定

（韓国）特許法第161条、（中国）専利行政法執行弁法第16条及び第19条、（日本）特許法第155条を参照のこと

2. 分類

韓国では、積極的権利範囲確認審判があり、そこで権利者は「当該発明は特許権の範囲に属する」と主張し、消極的権利範囲確認審判では利害関係者は「当該発明は特許権の範囲に属さない」と主張する。

中国では、審判事件は、請求人が侵害を主張する事件と請求人が非侵害を主張する事件に分けられる。権利者は専利権侵害紛争の審判を請求することができる。侵害の通知を受けた者は、「当該発明は特許権を侵害しない」という趣旨で審判を請求することができる。

日本では、判定事件は、相手方が存在する事件と相手方が存在しない事件に分けられる。相手方が存在する事件の例としては、特許権者が第三者に対して判定を求める場合、第三者が特許権者に対して判定を求める場合などがある。相手方が存在しない事件の例としては、特許権者又は専用実施権者が自分で実施する又は実施しようとしている発明について判定を求める場合、実施者が不明な発明について特許権者が判定を求める場合などがある。

3. 当事者

3.1. 請求人

日本では、誰でも判定を求めることができる。

韓国では、積極的権利範囲確認審判の場合、特許権者及び専用実施権者が審判を求めることができる。消極的権利範囲確認審判の場合、利害関係者が審判を求めることができる。利害関係者は、当該発明を実施する者及び実施しようとしている者を含む。

中国では、特許権者又は利害関係者が審判を求めることができる。「利害関係者」は専利実施許可契約の被許可人及び専利権の合法的な継承人を含む。専利実施許可契約の被許可人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することができる。排他実施許諾契約の被許諾人は専利権者が請求していない状況下で、単独で請求を提出することができる。契約に別途約定のある場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することはできない。

3.2. 被請求人

韓国及び中国では、通常は原則として被請求人が示されるが、相手方のいない請求が可能な場合もある。

韓国では、積極的権利範囲確認審判の場合、当該発明を実施した者を示さなければならない。消極的権利範囲確認審判の場合、権利者を示さなければならない。中国では、許可なく特許発明を実施した者を示さなければならない。

日本では、請求人が権利者の場合、被請求人は発明を実施した者であり、請求人が権利者でない場合、被請求人は特許権者又は専用実施権者である。

3.3. 共同審判

これら3カ国では、複数の請求人が共同で審判を申し立てることができる。特許権が共有されている場合、韓国及び中国では、共有者全員が共同で審判を申し立てなければならない。対照的に、日本では、一部の特許権者で判定を求めることができる。

第三者が共有特許に対して審判を申し立てる場合、韓国、中国及び日本では、特許権者全員を被請求人として示さなければならない。

3.4. 参加

韓国及び中国では、参加が可能である。対照的に、日本では、参加が可能ではないが、請求書の謄本を請求書に示されていない他の権利者又は専用実施権者に送付して、意見を求めることが可能である。

4. 審判請求

4.1. 対象

これら3カ国では、請求の対象は技術的項目が特許の範囲に属するか否かである。複数の請求項がある場合は、それぞれの請求項に請求を行うことができる。

4.2. 請求の期限

韓国では、請求を申し立てられるのは特許権の期間中に限られ、特許期間が切れた後に請求を申し立てることはできない。

中国では、特許権者又は利害関係者は侵害行為を知った、又は知り得た日から2年以内は請求を申し立てることができる。

日本では、特許権の期間中だけでなく、特許期間が切れてから20年以内にも請求を申し立てることができる。

4.3. 請求

4.3.1. 請求の趣旨

中国では、請求書の謄本を被請求人の数だけ提出しなければならない。対照的に、韓国では、被請求人の人数にかかわらず、請求書の謄本を一通のみ提出することが認められる。日本では請求書の正本一通及び副本二通（審理用及び被請求人用）を提出しなければならない。

請求の趣旨

韓国では、「明細書及び図面に記述された発明は特許No. xxxxの範囲に属する（又は属しない）」と記述される。

中国では、「当該請求項は特許No. xxxxを侵害した（又は侵害しなかった）」と記述される。

日本では、「当該発明は特許No. xxxxの範囲に属する（又は属しない）」と記述される。

4.3.2. 理由

これら3カ国では、審判を申し立てるときは、請求の理由を記述しなければならず、請求の理由が適法でない場合に補正命令が出される点は同じである。韓国及び日本では、請求の理由に実質的な理由が含まれていない場合は補正命令を出さなければならず、指定期間内に補正されない場合、請求は裁定によって却下される。韓国及び日本と違って、中国では、侵害の事実を示さなければならず、その中で侵害の事実は侵害場所及び侵害製品購入の時期、場所及び手続などを含む。

4.3.2.1. 趣旨及び理由の補正

これら3カ国では、請求の要旨を変更することは認められない。

韓国では、請求の趣旨を変更することはできないが、請求の理由の補正は要旨の補正とは見なされない。日本の場合、趣旨及び理由の補正は認められない。ただし、請求の趣旨と理由が整合しない場合は、請求の理由の補正が認められる。中国では、要旨の変更は認められないが、必要であれば、参加人の追加は認められる。

4.4. 審判請求の手数料

韓国及び日本では、審判請求の公的手数料を支払わなければならない。対照的に、中国では無料である。

韓国では、電子的申請の場合、審判申立の公的手数料は150,000ウォンの公的基本手数料及び請求項ごとに15,000ウォンの追加公的手数料を含み、書面形式の申請の場合、公的基本手数料は170,000ウォンである。

日本では、公的手数料は1件当たり40,000円で、請求項ごとの追加手数料はない。

5. 当該発明

5.1. 当該発明の明示

特許発明と比較される当該発明（又は当該項）は、実施された発明又はこれから実施される発明を指す。当該発明は特許発明と比較できるように明示しなければならない。

韓国及び日本の場合、当該発明が複数の請求項である場合は、それぞれの請求項に対して申し立てなければならない。当該発明が複数であることが明らかである場合、又は当該発明が1つであるとみなすことに矛盾があり、釈明権を行使した後もその欠陥が克服されない場合、審判は却下される。

中国では、侵害の根拠（特許発明と当該項を技術的に比較）、侵害の事実（時期、場所など）、及び侵害の証拠を示さなければならない。証拠

が十分か否かは請求の必要条件ではなく、審理は示された証拠に基づいて行われる。

5.2. 当該発明の補正

韓国では、当該発明の補正は、同一性が保証される場合のみ認められる。ただし、積極的権利範囲確認審判では、当該発明の説明又は図面を補正して被請求人の実施された発明と同じにする場合、これは要旨の変更とは見なされず、この補正は認められる。

中国では、補正は認められない。

日本では、当該発明の補正は要旨の変更と見なされ、この補正は認められない。

6. 方式審査

これら3カ国では、審判の請求が要件を満たすか否かについて審査が行われる。

韓国及び日本では、請求が公的手数料、代理人、その他の方式事項などの方式要件を満たさない場合、指定期間内の補正を求める命令が出される。請求が補正されない場合、請求は決定によって却下される。韓国では、審判請求が補正によって訂正することのできない欠陥を含む場合は、被請求人に答弁書を提出する機会を与えることなく請求は決定によって却下される。

中国では、請求が専利行政法執行弁法第10条の要件を遵守しない場合、特許事務管理部門は請求を受け取ってから5日以内にこの事実を請求人に通知し、理由を説明する。

7. 審理手続

7.1. 審理の合議体

韓国及び日本では、基本的には3名の審判官、又は特別な場合に5名の審判官によって審理される。中国では、審理は3名以上の奇数の法執行者によって行われる。

7.2. 審理方法

これら3カ国では、共通して審理は書類審査又は口頭審理によって行われる。関係当事者は口頭審理を請求することができ、又は口頭審理が必要と認識されれば口頭審理を行うことができる。

7.3. 口頭審理

7.3.1. 総則

口頭審理は職権により、又は当事者の請求を受けて行われる。原則として、合議体の全員が口頭審理に参加しなければならない。口頭審理を行うことが決定された場合は、口頭審理期日の、韓国では3週間、中国では3日、及び日本では2週間前に期日及び場所を当事者に通知しなければならない。

7.3.2. 場所

口頭審理はそれぞれの特許庁又は行政機関の審判廷で行われる。韓国及び中国では、遠隔地の当事者とのビデオ口頭審理が可能である。

7.3.3. 口頭審理の手続

日本及び韓国では、双方の当事者が口頭審理を欠席する場合、口頭審理は中止される。ただし、一方が欠席の場合は口頭審理は行われる。ただし、民事訴訟と違って、認諾（承認及び承諾）は認められない。中国では、請求人が正当な理由なく口頭審理に出席しない、又は口頭審理中に退席した場合、請求は撤回されたと見なされ、被請求人のみが欠席する場合は口頭審理は行われる。

これら3カ国では、口頭審理が行われれば、口頭審理の記録を作成しなければならない。韓国及び日本では、審判書記官が記録を作成し、中国では、合議体のうちの1名が作成する。口頭審理の記録は口頭審理の争点、及び参加者に関する情報を含まなければならない。韓国及び日本では、記録は審判長及び審判書記官が署名及び押印し、中国では、記録は審判官及び出席者が署名及び押印する。

これら3カ国では、口頭審理では自国語を用いなければならない。

7.4. 手続の中止

韓国では、職権により又は当事者からの要請があれば関連する審判又は訴訟が終了するまで手続を中止することができる。

中国では、被請求人が無効審判を請求し、かつ専利復審委員会に受理された場合、特許業務管理部門に処理の中止を請求することができる。加えて、当事者が和解及び調停を求める場合、当事者は特許権に関する専利復審委員会の関連手続の中止を請求することができる。

日本の場合、その他の審判又は訴訟に関連する判定手続中止の規定はない。

7.5. 審理の範囲

7.5.1. 審理の限定

韓国及び日本では、請求人又は参加者が主張しなかった理由で職権による審理を行うことができる。ただし、請求人が申請しなかった請求の旨に対しては、審理することができない

中国では、必要であれば、職権で調査及び証拠の収集が可能である。この場合、当事者又は関係者は調査及び収集に誠実に協力しなければならない。

7.5.2. 被請求人が反論しない場合

韓国の消極的権利範囲確認審判では、被請求人が明らかに反論しない場合、審判は却下される。

日本では、認諾（承認及び承諾）は認められず、被請求人が反論しない場合も、判定を進めることができる。

中国では、専利権侵害紛争審判の手続中の調停制度がある。当事者が調停により協定に達した場合、特許事務管理部門が調停協定書を作成して公印を押し、双方の当事者が署名又は捺印する。

7.5.3. 認諾

審理の過程で認諾があっても、特許の公益を考慮して、職権により具体的事実が確認され、認諾は事実の確認にそのまま反映されることはない。

8. 保護範囲

8.1. クレーム解釈の原則

これら3カ国では、「特許発明の保護範囲は請求項に基づいて決定される」ことが保護範囲決定の際のクレーム解釈の基準とされる。一般的に、当該発明が請求項の特徴の一部を含まない場合、当該発明は特許権の範囲に属さない。

8.2. 均等論

これら3カ国では、均等論によって保護範囲を拡大することができる。

韓国では、均等物の範囲については、先例による内容（1.実施のための原則の同一性、2.置換可能性、3.置換の容易さ、4.当該発明は既知の技術ではない、5.包装禁反言の原則）が適用される。当該発明が特許範囲に属するのは、特許発明の一部の要素を新たな要素と置換すると、その新たな要素は特許発明の要素と実質的に同じ機能を実質的に同じやり方で実施し、その熟練者は当該発明の製造時にそのような置換を容易に見抜くことができるが、そのような当該発明は特許出願時に公に知られていなかった場合である。

中国では、専利行政法執行弁法第18条は同等の特徴を以下のように規定する。1.同じ手段、2.同じ機能、3.同じ効果、4.その熟練者が創造的な労働を経る必要なく連想することが可能である。同等の特徴とは、その熟練者が創造的な労働を経る必要なく容易に連想することが可能な特徴を指し、同様の手段の使用により請求項に記述された技術的特徴と同様の機能又は同様の効果を実施できる。

日本では、当該発明に特許請求とは異なる部分が存するときであっても、以下の場合に当該発明は特許の範囲に属する。(1)相違部分が特許発明の本質的な部分でない。(2)相違部分を置換しても特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。(3)対象製品等の製造等の時点において、相違部分を置換することを、当事者が容易に想到できる。(4)当該発明が、出願時における公知技術と同一又は当業者が出願時に容易に推考することができたものではない。(5)対象製品等が特許発明の出願手続きにおいて特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情がない。

9. 費用の負担

韓国では、審判の敗者が費用を負担し、費用の負担は職権により決定される。日本では、請求人が審判費用（請求手数料）を負担し、中国では、

公的費用はかからない。

10. 審理の終了

10.1. 概要

これら3カ国では、審理は審決又は決定によって終了となる。又は、審理は請求の取下げ、又は方式の欠陥を理由とする却下によって終了する。中国では、和解及び調停によっても審理を終了することができる。

韓国では、審理が審決によって終了する場合、結審予定日の通知が発行され、通知発行日から20日以内に審決が下される。日本及び中国では、決定が下される前に結審予定日の通知が別途発行されることはない。

中国では、専利権侵害紛争審判は審判申立日から3カ月以内に終了し、特許事務管理部門担当者の承認があれば最大1カ月期日を延長することができる。告知、分析、中止などのための期間は期日までの審理期間に含まれない。

10.2. 審決

韓国の審決では、特許審判院の部門、審理番号、事件の表示、当事者及び代理人の氏名及び住所、結審日、判示、請求の趣旨、及び理由を示さなければならない、審決の末尾に決定を下した審判官が署名及び押印とともに示される。

日本の審決では、事件番号、当事者及び代理人の氏名及び住所、結審日、事件の表示、結論及び理由を示さなければならない、決定を下した審判官全員が署名及び押印とともに示される。

中国の審決では、双方の当事者の氏名及び住所、当事者の主張する事実及び理由、侵害行為を決定するための根拠及び証拠、それが侵害行為を構成するか否か、侵害行為停止命令が必要とされる侵害行為の類型、対象及び範囲が、侵害行為を構成すると決定される場合には直ちに必要とされ、決定に対する上訴のガイドライン及び期限が示され、決定の末尾に特許事務管理部門の印が押される。

10.3. 審決（決定）命令

韓国では、積極的権利範囲確認審判の決定命令は消極的権利範囲確認審判のそれとは異なる。請求が受理されると、積極的権利範囲確認審判の場合、「当該発明は特許No.000の技術的範囲に属する」と記述され、消極的権利範囲確認審判の場合、「当該発明は特許No.000の技術的範囲に属さない」と記述される。請求が拒絶されると、「請求は拒絶される」と記述される。請求の欠陥が克服されない場合、「請求は却下される」と記述される。それぞれの請求項に対して決定が下され、部分的承認、部分的拒絶、部分的却下の順に記述される。

中国の審決では、「当該発明は侵害行為を構成する又は侵害行為を構成しない」と記述され、当該発明が侵害行為を構成する場合は侵害行為停止命令が発行され、当該発明が侵害行為を構成しない場合は請求拒絶の決定が下される。

日本では、結論に「当該発明は特許No.000の技術的範囲に属する（属しない）」と記述される。請求の欠陥が克服されない場合、「請求は却下される」と記述される。

10.4. 審決の効果

韓国では、審決が確定すると、一事不再理の原則が適用される。対照的に、日本では、判定結果は特許庁の公的な見解にすぎないので、法的拘束力を持たない。中国では、侵害行為の即時停止命令を出すことができ、侵害行為が停止されない場合は人民法院へ強制執行を求めることができる。

10.5. 審決に対する上訴

韓国及び中国では、行政手続の結果に対する上訴を裁判所に申し立てることができる。対照的に、日本では、判定結果は特許庁の公的な見解にすぎないので、裁判所に上訴することはできない。

韓国では、審決の認証謄本受領日から30日以内に審決又は請求の却下に対する上訴を特許裁判所に申し立てることができる。審決の受領日から14日以内に特許裁判所の決定に対する上訴を最高裁判所に申し立てることができる。特許裁判所に対する上訴の期限については、当事者が付加期間を請求する場合、審判長は韓国の居住者には20日間、非居住者には30日間を付加することができる。

中国では、侵害行為停止命令に対して上訴する場合、決定の受領日から15日以内に人民法院に行政訴訟を提起することができる。

10.6. 取下げ

これら3カ国では、請求人は請求を取り下げることができ、それにより手続が終了する点は同じである。韓国及び中国では、審決又は決定が確定するまで請求を取り下げることができる。対照的に、日本では決定が被請求人に伝えられるまで請求を取り下げることができる。一方、韓国では、被請求人の答弁書が提出された後は、被請求人に同意がある場合に限りて請求を取り下げることができる。対照的に、日本では、被請求人の同意なしに請求を取り下げることができる。

11. 早期審理

これら3カ国では、原則的に審理は審判申立日の順に行われる。ただし、韓国及び日本では、事件の緊急性を考慮して審理の順番を変えることができる。韓国では、一般、早期、スーパー早期の3段階の優先審理制度が運用されている。スーパー早期審理が行われる事件については、例えば、侵害訴訟が同時係属中である場合、警察又は検察に告発されている場合、小規模企業などの場合、一般又は早期事件に比べて審理はより迅速に行われる。日本では、侵害訴訟、訂正審判などの関連する事件を考慮して、実際に審理の順番を変えることができる。

12. その他（他の組織との連絡）

韓国の権利範囲確認審判は韓国特許庁のIPTABによって行われる。日本の判定は日本特許庁審判部によって行われる。中国の専利権侵害紛争審判はPRBではなく、地方知識産権局によって行われる。

韓国の場合、一旦侵害訴訟が裁判所に提起されると、裁判所はIPTABに侵害訴訟について通知し、関連する審判がIPTABに申し立てられているときは、裁判所にこの事実を通知する。裁判所がIPTABに公的な見解を求める手続はない。

日本の場合、一旦侵害訴訟が裁判所に提起されると、侵害訴訟の事実が特許庁に通知され、関連する審判が特許庁に申し立てられているときは、裁判所にこの事実を通知する。侵害訴訟がある場合、裁判所は特許庁に公的な見解を求めることができる。（鑑定：裁判のための専門家証言）

中国の場合、地方知識産権局又は地方裁判所の要請があれば、PRBはあくまで参考として特許侵害紛争について助言的意見を提供することができる。

日本語訳

IV. 各国の制度の概要

1. 韓国における権利範囲確認審判

1.1. 重要性

特許の保護範囲は請求項の条件によって決定される。ただし、権利の明確な範囲を明示するのは難しいため、特許権者と第三者の間にそれについての紛争が生じることがある。そのような場合、専門家による決定が必要である。韓国特許法は特許発明の保護範囲確認のために権利範囲確認審判を運用する。

権利範囲確認審判の目的は、権限を持つ政府機関を通じて特許の具体的な保護範囲を確認することによって、訴訟の複雑な手続をとる前の早い段階で紛争を解決することである。

権利範囲確認審判は韓国特許法のみにおいて規定される特許権審判ではなく、実用新案法第33条、意匠保護法第122条及び商標法第121条も権利範囲確認審判について定める。

1.2. 分類

1.2.1. 積極的権利範囲確認審判

積極的権利範囲確認審判は、特許権者又は専用実施権者が、当該発明は自身の特許の範囲に属するという審決を求めるものである。当該発明は、第三者によって現に実施されている又は過去に実施されていた発明である。

1.2.2. 消極的権利範囲確認審判

消極的権利範囲確認審判は、第三者が、当該発明は特許の範囲に属さないという審決を求めるものである。当該発明は現に実施されている発明だけでなく、将来実施されるであろう発明も含む。ただし、審判は、請求人によって将来実施される可能性のない方法又は製品に対して請求される特許権範囲の確認をすることはできない。

1.3. 請求

1.3.1. 当事者

積極的権利範囲確認審判では、請求人は特許権者又は専用実施権者であり、被請求人は当該発明を過去に実施した、又は現に発明を実施している者である。

消極的権利範囲確認審判では、被請求人は特許権者であり、請求人は当該発明を実施した又は現に実施している者、又は当該発明を現在は実施していないが実施する計画のある利害関係人である。

1.3.2. 請求の期限

韓国特許法は権利範囲確認審判請求の期限について具体的な規定を設けていない。ただし、最高裁判所の判例は、特許権失効後には審判の価値がないため、権利範囲確認審判の請求は特許権の存続期間中に限るとした。

それに応じて、特許権失効後に権利範囲確認審判を請求することはできない。特許権の存続期間中に審判が請求されても、審判の係属中に権利が失効する場合は、請求は審決によって却下される。

1.3.3. 請求の範囲

複数の請求項がある場合は、それぞれの請求項に対して権利範囲確認審判を求めることができる。

1.3.4. 審判請求

権利範囲確認審判を請求したい者は、韓国特許法第140条第1項で定める事項を含めた審判請求書を特許審判院に提出する。ここに特許発明と比較できるような当該発明の説明及び図面を添付しなければならない。

審判請求がなされたら、審判長は請求書の謄本を被請求人に送達して、指定期間内に答弁書を提出する機会を与えなければならない。

当該発明は請求の趣旨の一部なので、当該発明の変更は請求の趣旨の要旨の変更と見なされ、故に原則として認められない。

1.4. 審理

1.4.1. 審判官の合議体

審判官の合議体を構成する審判官は特許審判院長によって指名される。審判官の合議体は3名又は5名の審判官で構成され、審決を下す際には審判官の合議体に多数決原理が適用される。

請求人又は被請求人と個人的関係のある特許審判官は審判の公正を維持するために審理から除外され、これを審判官の除斥又は忌避という。

除斥とは一定の理由により法の下に必然的に審理から除外されることを意味し、忌避とは当事者などが公正の問題を理由として審判官の除斥を求めるときに別個の審決によって審判官が除外されることを意味する。回避とは、審判官が審判の公正のために審理に加わらないよう求める制度である。

1.4.2. 審理

権利範囲確認審判の審理の目的は、事実の問題に基づき当該発明が特許の保護範囲に属するか否かを判断することである。

審理の手順は次のとおりである。①特許発明の特定（技術的範囲の規定）、その後に②当該発明の特定、及び③権利一体の原則及び均等論を考慮して特許発明を当該発明と比較、その後に④当該発明が特許の保護範囲に属するか否かを判断。

(1) 特許発明の特定

特許権の範囲は特許の請求項の条件に基づいて決定され、請求項に記述された条件が明確でない場合は、発明の明細書及び図面を検討することができる。

一方、発明の明細書のみに記述され請求項には記述されていない発明については、この発明は特許権の範囲に属さないので、第三者がこの発明を自由に実施できる。

(2) 当該発明の特定

当該発明は説明の内容に基づいて解釈されなければならない、図面に基づき、異なるやり方で説明の内容を解釈することは認められない。図面は補助的な役割を務めるにすぎない。よって、当該発明の説明の内容と図面が整合しない場合、当該発明は図面ではなく説明に基づいて解釈されなければならない。

当該発明は特許発明と比較できる程度まで特定されなければならない。

(3) 特許発明と当該発明の比較

特許権の保護範囲は請求項の条件に基づいて決定され、保護範囲は均等論によって拡大することができる。

当該発明が特許発明の何らかの要素を欠く場合、当該発明は特許発明の範囲に属しないと判断される。ただし、当該発明が形式的には特許発明の何らかの要素を欠くと思われても、当該発明が欠けている要素と実質的に同じ機能を果たす要素を有する場合は、2つの発明が同等か否かを判断しなければならない。

1.5. 審決

1.5.1. 審決を下す方法

審決では、請求の趣旨が合理的か否かが判断される。

積極的権利範囲確認審判では、当該発明が特許の保護範囲に属する場合、「当該発明は特許#__の範囲に属する」との審決が下される。逆の場合は、「本請求はここに却下される」との審決が下される。

一方、消極的権利範囲確認審判では、当該発明が特許発明の範囲に属さない場合、「当該発明は特許#__の範囲に属さない」との審決が下される。逆の場合は、「本請求はここに却下される」との審決が下される。

複数の請求項がある場合には、具体的な請求項を示さなければならない。

請求人が請求項の1つのみに対する審決を求めるにもかかわらず、当該発明は特許のすべての請求項に属しないとする審決は処分権主義に違反し、故にこの審決は不法である。

審判請求又は審判手続が方式要件を満たさない場合、審判長は請求却下の決定を下さなければならない。ここで審判長は期限を指定して補正を命じなければならない。韓国特許法第141条(1)(i)は、審判請求が方式要件を満たさない場合の規定である。

補正によって克服することのできない不法な審判請求の場合、審判官の合議体は被請求人に答弁書を提出する機会を与えることなく、審決によって請求却下を下すことができる。

1.5.2. 審決の効果

権利範囲確認審判が確定すると、当該発明に関連する特許発明の範囲が確認される。ただし、審決は審判官の判断にすぎず、この審決自体で相手方による侵害行為が正式に確認されたとみなすことはできないため、特許権の侵害行為は最終的には特許侵害訴訟において民事裁判によって判断される。

一方、権利範囲確認審判では、特許発明と当該発明の請求項が同じであり、関連証拠が同じである場合、積極的権利範囲確認審判と消極的権利範囲確認審判など権利範囲確認審判の種類が異なっても、一事不再理が適用される。

それ故に、権利範囲確認審判で下される審決は侵害訴訟において法的拘束力を持たないが、韓国特許法第163条で一事不再理の効果が認められている。

2. 中国における専利権侵害紛争審判

2.1. 中国の特許保護制度の特徴

特許権の侵害行為に関して、中国特許法第60条は、法的救済と行政的救済の2つの救済方法を定める。すなわち、特許権の侵害行為が起こったとき、特許権者又は利害関係人は人民法院に訴訟を提起することもできれば、特許事務管理部门に処理を求めることもできる。行政的保護と法的保護の2つの保護制度を特許権のためにともに活用することが、中国の特許保護制度の特徴である。

行政管理制度の専利権侵害紛争審判が専利権侵害紛争件数の急増に関して効果的な解決法なのは、法的救済制度に比べて処理期間が短く、費用が安価なためである。ただし、当事者が中国国家知識産権局の審判結果を受け入れない場合、当事者は人民法院に行政訴訟を提起することができる。すなわち、専利権侵害紛争審判は特許侵害の最終的救済制度ではない。

加えて、当事者が専利権侵害紛争審判を請求する場合、その当事者が同じ侵害事実に関してすでに人民法院に訴訟を提起していた場合には、専

利行政法執行弁法第13条に準じて審判請求は認められない。

2.2. 法定財産

専利権侵害紛争審判は行政組織によって専利権侵害紛争を解決するものであり、故に行政組織の具体的行政処分である。したがって、中国特許法第60条により、専利業務管理部門が特許権の侵害を認めるときは、侵害行為の停止を命じることができる。侵害者が命令に不服の場合は、人民法院に訴訟を提起することができる。一方、当事者が期限内に訴訟を提起せず、侵害行為を停止させない場合、上述の機関が人民法院に強制執行を求めることができる。

2.3. 管轄区域

中国国家知識産権局(SIPO)が専利行政法執行弁法に従って中国国内で管理及び監督を担当し、影響の大きな特許事件の場合、同局は必要であれば関連する専利業務管理部門に事件を処理させ、中央政府下の複数の省、自治区及び自治体に係る事件については、地方知識産権局と協力して事件を処理することができる。

省及び自治区の地方知識産権局はその行政区域内で専利法に従って指導、管理及び監督を担当し、その行政区域内で重大、複雑かつ影響の大きな事件の管理を担当して、都市間の重大な特許事件の場合はそれらの都市の地方知識産権局と協力して処理することができる。

都市の地方知識産権局はその行政区域内の特許事件を担当する。

2.4. 当事者

専利行政法執行弁法第10条によれば、専利権侵害紛争処理のために行政管理を求める場合は、請求人の具体的な利害が必要とされる。

すなわち、請求人は特許権者又は利害関係人でなければならない、利害関係人は特許実施契約の実施権者、及び特許権者の法定相続人を含む。特

許実施契約の実施権者のうち、独占実施契約の実施権者は単独で請求を申し立てることができる。排他実施契約の実施権者は、特許権者がいかなる請求も申し立てないという条件下で、単独で請求を申し立てることができる。普通実施契約の実施権者は、契約に別段の定めがない限り、単独で請求を申し立てることはできない。請求人が特許権者又は利害関係人でない場合、地方知識産権局は同法第13条に従って請求を受理しない。

審判を請求する場合、請求人は請求書、請求人の法的地位の証明書及び特許登録証を提出しなければならない。請求人の法的地位の証明書は、請求人が個人である場合は居住者身分証明書又はその他の有効な身分証明書、又は請求人が法人である場合は有効な営業許可証又は請求人の法的地位を証明できるその他の証明書類の副本、並びに請求人の法定代理人又は主な担当者の身分証明書を含み、特許権の証明書は特許登記簿の副本、又は特許登録証及び当年の年間特許料の受領証を含む。

専利権侵害紛争の被請求人に関して、専利行政法執行弁法第10条は、請求に対する明白な当事者がいなければならないと定める。それに応じて、被請求人が明らかでない又は示されていない場合、地方知識産権局は同法第13条に準じて請求を受理しないことがある。

2.5. 請求

審判を請求する場合、請求人は請求書、請求人の法的地位の証明書及び特許登録書を提出しなければならない。また請求人は被請求人の数に応じて請求書及び関連証拠の謄本を提出しなければならない。

専利行政法執行弁法第12条によれば、請求書には請求人の氏名又は名称又は肩書き及び住所、法定代理人又は主な担当者の氏名及び職責、及び代理人が存在する場合は、代理人の氏名、及び代理人組織の名称及び住所を示さなければならず、被請求人の氏名又は肩書きを示さなければならず、請求の対象となる事柄及び事実とその理由を示さなければならない。

請求書には請求人が署名又は押印しなければならない。同法第14条によれば、知識産権局は請求書受領日から5日以内に請求について被請求人に伝え、被請求人に請求書受領日から15日以内に答弁書の提出を求めなければならない。ただし、被請求人が期限内に答弁書を提出しない場合でも、これは地方知識産権局の行政プロセスに影響を与えない。

地方知識産権局は被請求人の答弁書受領日から5日以内に答弁書について請求人に伝えなければならない。

同法第19条は、地方知識産権局は専利権侵害紛争に関する審決書を作成しなければならないが、当事者が協定に至った場合又は請求人が請求を

取り下げた場合を除く。行政プロセスは知識産権局による審決書作成によって終了する。

2.6. 審理

2.6.1. 審理の合議体

専利行政執行法弁法第13条によれば、請求が要件を満たす場合、地方知識産権局は請求書受領日から5日以内に受理について請求人に通知しなければならない、その間、同局は専利権侵害紛争を処理する3名以上の奇数の者で構成される審理の合議体を組織しなければならない。

2.6.2. 審理方法

審理方法に関しては、原則的には書類審査が行われる。ただし、専利行政法執行弁法第16条によれば、知識産権局は専利権侵害紛争を処理するにあたり事件の経緯の必要性に応じて口頭審理を行うか否かを決定することができ、知識産権局が口頭審理を行うことを決めた場合、同局は口頭審理の遅くとも3日前までに当事者に時間と場所を通知しなければならない。

当事者が正当な理由なく出席を拒む又は口頭審理中に許可なく退席する場合、請求人は請求を取り下げたと見なされ、被請求人は欠席と見なされる。故に、知識産権局は職権により口頭審理を行うことができる。

加えて、専利行政法執行操作指南2.3.1.1は「専利業務管理部門（知識産権局）は、専利権侵害紛争を処理するにあたり、事件の経緯の必要性に応じて、口頭審理を行うか否かを決定し、合議体長、構成員を決定することができる」と規定する。ここから、口頭審理の場合、合議体の全員が参加しなければならないことが理解される。

2.7. 法的効力

地方知識産権局による専利権侵害紛争審判は行政組織の具体的行政処分である。よって、審決は法的拘束力を持つ。当事者が審決に不服の場合、

当事者は人民法院に行政訴訟を提起することができ、当事者が審決に従わない場合、地方知識産権局は人民法院に強制執行を求めることができる。

加えて、専利行政執行法弁法第20条は「専利管理部門又は人民法院が権利侵害が成立すると認定する処理決定又は判決を出した後、被請求人は同一の専利権について再び同類の権利侵害行為を行い、専利権人又は利害関係者が処理を請求した場合、専利管理部門は権利侵害行為を速やかに停止するよう命じる処理決定を直接出すことができる」と定める。上記に照らし、一事不再理の原則が適用される。

日本特許振興会

3. 日本における判定（特許発明の技術的範囲についての見解）

3.1. 判定制度の概念及び特徴

日本の判定制度とは、日本特許庁(JPO)が当事者の請求に応じて特許発明の技術的範囲についての見解を示す制度を指す。

特許発明の技術的範囲についての紛争が特許権者と相手方の間で起こった場合、これは最終的には訴訟を通じて処理される。ただし、専門知識を有する組織が、ある製品又は方法が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて中立的立場で見解を示す制度は、紛争解決に役立つと思われる。すなわち、判定制度は、特許権を付与した日本特許庁から特許発明の技術的範囲についての見解を得ることを可能にする。この制度は旧日本特許法の特許権の権利範囲確認審判制度の後に制定された。

判定結果は侵害確定の前提である事実の問題に関する見解であり、必ずしも紛争の決着にはつながらない。ただし、この制度の特徴は、訴訟に比べて安価かつ単純な手続を通じて、紛争解決の手がかりを与える行政機関の見解を得られることにある。

そのような判定制度には次のような長所がある。日本特許庁審判部の審判官による、①中立的かつ公正な立場からの見解、②迅速な結論（最短3カ月）、③安価な費用（請求1件当たり40,000円の公的手数料）、④単純な手続、⑤一種の行政サービス（法的拘束力なし）、及び⑥実質的かつ十分に敬意に値し、権威のある見解である。

3.2. 制度利用の類型

侵害行為が起こったとき、判定結果は①相手方に侵害行為を警告する際の材料、②警告を受けた際の反論の材料、③侵害訴訟において侵害又は非侵害を主張するための材料、④侵害製品の輸入差止め請求に添付する資料、⑤警察に告発を提起する基になる材料などとして利用できる。

侵害訴訟などの実際の訴訟では、判定結果を①侵害に関する証拠、②均等物に関する証拠、③訴訟における差止め及び損害賠償請求に対する特

許権の非侵害を示す確認判決のための証拠として利用できる。

上記以外に、①仮処分の場合、判定結果は法廷に主張を述べる機会を持つための根拠となりえ、②商品形状の模倣を防ぐために特許番号とともに自身の商品を示す際に、判定結果は自身の商品が自身の取得した特許権の技術的範囲に属することを明らかにするために利用できる。

3.3. 当事者及び請求期限

3.3.1. 請求人

特許発明の範囲に関して疑いを抱く者は誰でも日本特許庁に判定を求めることができる。訴えの利益のような民法の一般原則はそのまま判定には適用されないため、原則的には、判定を請求する者は判定結果に法律上の利害関係を有する必要はない。ただし、制度の目的に鑑み、「判定請求理由」欄で判定請求の必要性を説明することが義務づけられている。

特許が共有されている場合、共有者全員で特許権に関する判定請求を申し立てる必要はない。ただし、特許権を共有する特許権者に対する請求がなされた場合は、上述の被請求人は上述の特許権の共有者全員となる。

3.3.2. 被請求人

判定請求は必ずしも相手方を必要としない。ただし、相手方が存在するにもかかわらずその相手方が隠されている場合、又は判定結果を受け取る架空の相手方が示されている場合、又は判定結果が濫用される場合には、悪影響が生じて事業などに不必要な対立を招くことになると思われる。その上、請求人の一方的な主張に基づき相手方の答弁なしに下される判定結果は、公正かつ適切な手続を経ずに下されるため、できる限り避けなければならない。よって、被請求人を示さずにある製品又は方法が特許発明の範囲に属することを求める判定に関しては、被請求人が示されない理由が明らかでない場合は審尋を送り、被請求人となるべき者がいれば、その者が被請求人として示される。対照的に、ある製品又は行為が特許発明の技術的範囲に「属さない」という判定を第三者が請求する場合、被請求人が示されていないければ、権利者（特許権者、専用実施権者）を被請求人として示さなければならないことが通知され、それに回答がなければ、権利者が被請求人と見なされる。

被請求人は、自分に実施の意図がないことを答弁書で明らかにすることができる。ここで、答弁書の提出期限は、原則として、自国民の居住者は30日、外国人は60日である。答弁書で被請求人が自分は当該発明を実施しておらず、将来実施する意図もないことを明らかにした場合、答弁書は請求人に伝達され、請求人の反論を受けた後に、見解が出される。

3.3.3. 請求期限

判定は権利の設定後に請求することができ、権利の存続期間中のみならず権利失効後も請求することができる。すなわち、権利の存続期間中に起こった侵害を扱うことができる場合がありうるので、権利の失効後でも請求できる。

ただし、特許の失効から20年が経過し、損害賠償請求の権利及び特許権に不服を申し立てる権利などが消滅時効により失効した場合、これは当てはまらない。

3.4. 請求手続

3.4.1. 請求書及び答弁書の提出

日本特許法は、判定が請求されたときは、審判手続に準じて審理がなされると規定する（日本特許法第71条第3項）。判定を請求する場合、まず、請求書を作成し、日本特許庁審判部に提出しなければならない。

判定請求では、請求が方式要件を満たさない場合は受理されない。ある製品又は方法が特許発明の技術的範囲に属するか否かに関して判定を請求する者は、①対象特許番号を特定した判定請求事件の表示、②当事者、③請求の趣旨と理由などを記述した文書を日本特許庁長官に提出しなければならない。

判定が請求される場合、審判長は請求書の謄本を被請求人に送達し、被請求人に答弁書提出の機会を与え、期限を指定する。答弁書が受理されると、審判長は答弁書の謄本を請求人に送達する。

3.4.2. 認諾及び取下げ

被請求人が請求の趣旨に同意又は認める場合がある。ただし、判定は特許の請求項の条件に基づく事実の問題として特許発明の技術的範囲に関して下され、判定の結論は当事者の主張のみに基づくのではなく、日本特許庁により確定される。すなわち、認諾（承認及び承諾）は認められない。

判定請求は、判定結果が被請求人に送られるまでは取り下げることができる。その他の種類の審判と違って、判定請求は、相手方の答弁書が提出された後でも、相手方の同意なしに取り下げることができる。

3.4.3. 費用の負担及び判定結果に対する上訴

判定手続に関しては、「民事訴訟の費用に関する法律」は適用されない。具体的に言うと、訴訟の敗者の負担の原則は適用されず、故に費用負担要求がなされても、これに関して決定を下す必要はない。一般的には請求人が判定請求の費用を負担し、被請求人は被請求人側の負った費用を負担する。

判定の審理が終了しても、終了通知は発行されない。加えて、判定結果は行政処分ではないため、原則的に「行政不服審査法」に従って判定に対する上訴を求めることはできない。ただし、手続の不備が原因で判定請求が却下された場合は、「行政不服審査法」及び「行政事件訴訟法」の適用が認められうる。

3.5. 分類

判定の種類は、相手方が存在するか否かによって次のように分けられる。

相手方が存在する事例 (当事者の紛争で)	(a) 第三者が実際に実施する又は実施した発明に関して、特許権者が第三者を相手方として判定を請求する。 (b) 別の特許権者の発明に関して、特許権者が別の特許権者を相手方とする。 (c) 特許権者以外の者が特許権者を相手方として、自分が実施しようとするものについて判定を請求する。 (d) 第三者が実際に実施する又は実施した発明について、専用実施権者が第三者を相手方として判定を請求する。 (e) 専用実施権者以外の者が、自分の実施する又は実施しようとする発明について、専用実施権者を相手方として判定を請求する。
相手方が存在しない事例	(a) 特許権者が自分の実施する又は実施しようとする発明について判定を請求する。 (b) 特許権者が実施者を知らない発明について判定を請求する。 (c) 専用実施権者が自分の実施する又は実施しようとする発明について判定を請求する。 (d) 専用実施権者が実施者を知らない発明について判定を請求する。

3.6. 審理

3.6.1. 審理のための合議体

判定は日本特許法第71条第2項の規定に準じて指定された審判官3名の合議体によって行われ、多数決によって判定が下される。

特定の判定事件に特別な関係を有する審判官は、公正目的によりその事件に任命されてはならない。任命後に審判官に何らかの障害が生じた場合、その審判官を外して新たに任命された審判官と交替させなければならず、審判官が変更されるときは、この変更を当事者に通知しなければなら

らない。

3.6.2. 審理方式

審理方式には口頭審理、書面審理、職権審理、併合審理などがある。原則的には書面審理が行われる。ただし、それについての通知は必要ない。これが採用されるのは、判定が請求される対象を特定する際の独自性のために文書（図面）に従わなければならないこと、相手方が存在しないかもしれないこと、手続の簡単さ及び迅速さが求められることが原因である。

原則として、判定は書面審理によって行われる。ただし、審判長は、当事者による申立又は職権により、口頭審理によって判定を行うことを決定することができる。口頭審理では、審判官及び当事者は日本語を使うことが義務づけられ、審判官は当事者に陳述の要約を提出するように命じることができ、審理書記官は記録の作成を義務づけられる。

判定制度には職権の原則が採用される。審判長は当事者によって申し立てられなかった根拠を審理し、職権により審理方式を書面審理から口頭審理に変更することができる。ただし、請求人が請求しなかった請求の趣旨を判定審理で審理することはできない。

当事者の一方又は双方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。合議体は、複数の判定事件を検討して、これらの審理を併合した方が、事案を迅速・的確に審理できると判断したときには、判定制度の趣旨に反しない限り、かつ当事者の特段の意思表示がない限り、併合して判定の手続を進めることができる。

3.6.3. 審判の着手順序

判定の着手順序は、請求日順が原則である。しかし、判定事件は、通常、無効審判事件・訂正審判事件、更には、侵害事件などに関連している場合があり、相関連する複数の事件を総合的に検討して、着手順序の原則によらないときがある。判定の請求自体、当該特許発明の技術的範囲について現存する争いなしその予防、あるいは事業の実施などがからみ早期に解決を要することが多い。

3.7. 法的効力

判定の審理は判定結果の認証謄本の各当事者への送達、判定請求の取下げ、又は請求却下決定の認証謄本の送達をもって終了する。判定結果は特許発明の技術的範囲についてのJPOの公的な見解の表明であって、専門家の助言的意見と同等である。判定結果は被請求人又は第三者になんらの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他権力の行使にあたらぬ。したがって、この法律に基づく判定結果への上訴は不可能である。

V. 付録

1. 組織

1.1. 韓国

特許審判院(IPTAB)は韓国特許庁(KIPO)に付属する組織で、11の審判部、1つの課（審判政策課）、及び1つのチーム（訟務チーム）で構成されている。審判院長はIPTABに関するすべての事務を総轄し、所属公務員を指揮・監督する。各支部は1名の審判長及びおよそ10名の審判官で構成される。

○ 審判部

- 1~3部（商標）化粧品、洗剤、楽器、保険・不動産業、飲食業、タバコ、喫煙用品、皮革及びその製品、衣類、履物、帽子、飲物、茶類、法律サービス業、通信・放送業、アルコール飲物、貴金属・宝石類・時計用具、肉類・魚類・家禽類、卵、牛乳、ベッドカバーなど
- 4~5部（機械）金属、土木・環境（土木）、住宅インフラ（建築）、家電製品（空調機器）、加工システム（工作機械）、自動車、次世代輸送など
- 6~7部（化学）ファイン・ケミストリー、高分子繊維（ポリマー）、製薬、バイオテクノロジーなど
- 8~9部（電気）電子部品、スマートグリッド（電力）、電気通信網、コンピュータ



ーシステム、モバイル通信、デジタル放送など

- 10部（複合技術）精密部品、住宅インフラ（建築以外）、居宅生活、事務機器、応用材料、半導体、農水産物、高分子繊維（ポリマー）、家電製品（空調機器以外）、加工システム（工作機械以外）、ディスプレイ、高分子繊維（分離操作）、土木・環境（環境）、ロボットオートメーション、スマートグリッド（電気装置）、エネルギー、自動車集合技術、IT集合技術、測定解析、医療技術など
- 11部（商標、意匠）事務用品及び販売用品、輸送・運搬機械、電気・電子及び通信機械器具、衣服、生活用品、運動競技用品など

○ 審判政策課

審判方式及び審判処理計画の策定、審判の質の評価、審判業務の支援、審判方針の策定など

○ 訟務チーム

査定系事件に関するIPTABの決定をめぐる訴訟を行う。

1.2. 中国

○ 専利復審委員会（PRB）は中国国家知識産権局の下部組織である。

○ PRBの主任委員は、SIPOの局長が兼任する。副主任委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家と法律専門家の中から任用する。

○ 弁公室

予算案と報告書の作成、計画立案と実行、行政規則の策定と実施の監督、資産管理、機器の購買、財務管理、及び指導者によって割り当てられたその他の問題

○ 党委弁公室

党の管理業務、検査及び監督業務、連盟の業務、若者及び女性、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当

○ 人事教育部

人員の採用、幹部の評価と昇格、人事記録管理、職員のトレーニング、国際的な通信、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当

○ 審理業務協調部

中期的及び長期的な計画の策定と研究、審査政策の策定、審査調整、事件データの収集と分析、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当

○ 研究部

審理の規準及び学術研究計画の策定、審理の質の管理に加えて指導者によって割り当てられたその他の作業を実行

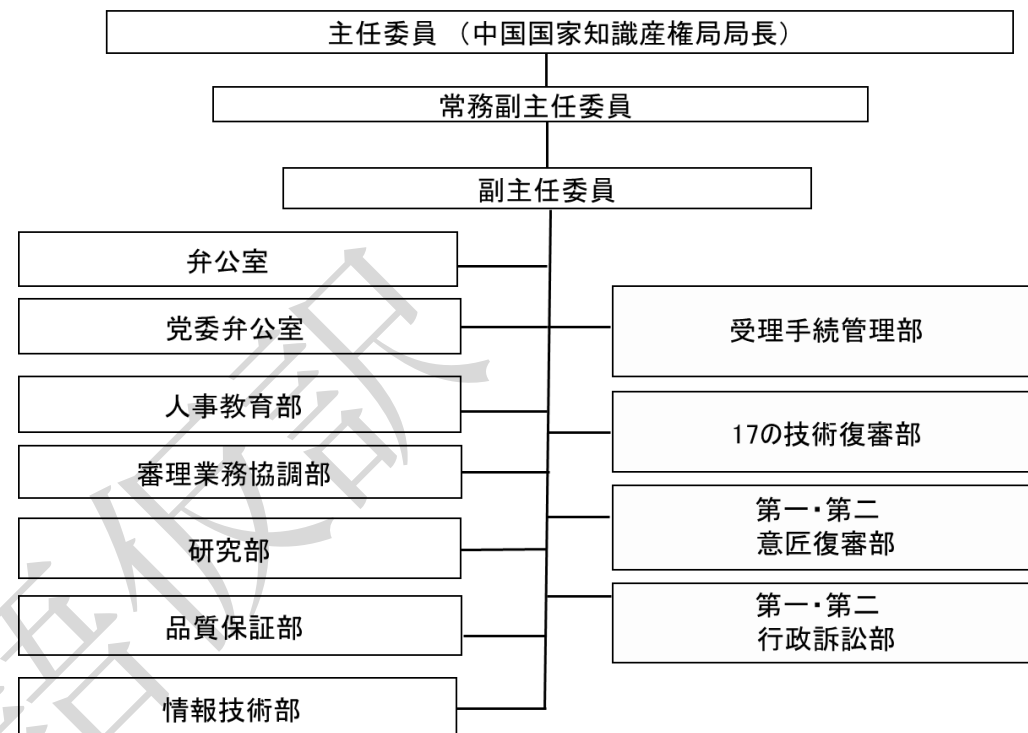
○ 品質保証部

○ 情報技術部

情報技術、情報セキュリティを担当し、指導者によって割り当てられたその他の作業を実行

○ 受理手続管理部

再審事件と無効事件の受理、自動化システム構築への参加、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当



○ 17の技術復審部

関連技術分野の再審請求と特許無効請求の審判事件、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当

○ 第一・第二意匠復審部

意匠に関する再審請求と特許無効請求の審判事件、及び指導者によって割り当てられたその他の問題を担当

○ 第一・第二行政訴訟部

原告がPRBの決定を不服とする場合に弁護するための出廷、関連技術分野の再審請求と特許無効請求の審判事件への参加、及び指導者によって割り当てられたその他の問題

1.3. 日本

○ 特許庁(JPO)の所属として審判部が運営されており、審判部門（38部門）、審判課（2課）、訟務室（1室）から構成されている。

○ 審判部長が審判部を担当し、部門長は、審判長の中で兼職して任命し、首席審判長を置き、各審判部門は部門長1人、複数の審判長、審判官から構成されている。

○ 審判部門

審判部は全部で38部門から構成され、物理・光学・社会基盤部門（第1～8部門）、機械部門（第9～16部門）、化学部門（第17～25部門）、電気部門（第26～33部門）、意匠部門（第34部門）、商標部門（第35～38部門）から構成されている。

○ 審判課

工業所有権に関する審判への異議及び上訴に関する連絡調整に関すること。

○ 審判企画室

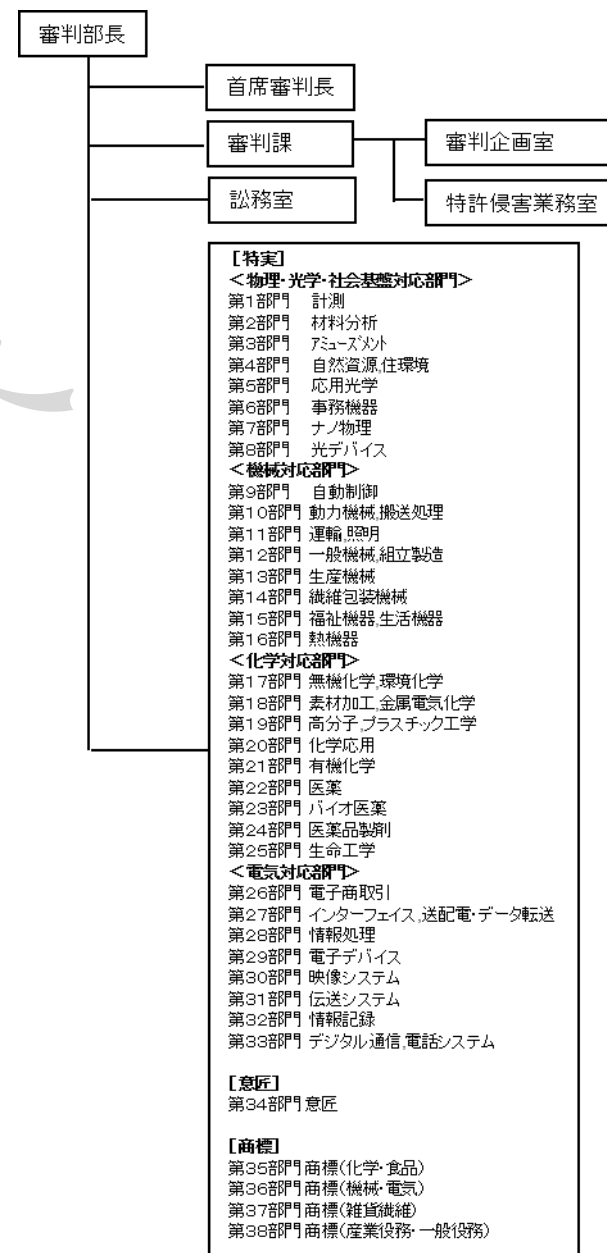
審判制度の運用及び審判事務の処理に関する基本的な事項の調査及び企画・立案に関する事務を扱う。

○ 特許侵害業務室

工業所有権に関する無効の審判事件、取消しの審判事件及び訂正の審判事件 に関する事務を扱う。

○ 訟務室

審決取消訴訟に関する事務手続を扱う。



2. 人員

韓国(2016年)				中国(2016年)		日本(2016年)			
権利	審判長	審判官	合計	権利	審判官	分類	審判長	審判官	合計
商標・ 意匠	4	24	26	特許・実用 新案・意匠	266	商標 意匠 特許・実用新 案	129	254	383
特許・実用 新案	7	71	78						
合計	11	95	106	Total	266	Total	129	254	383

3. 特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する統計

3.1. 韓国：権利範囲確認審判

分類			2014 年	2015 年	2016 年
特許	審判請求件数		385	691	632
	平均審理期間（月）		5.6	5.1	5.9
	審決	請求の受理	143	339	234
		請求の拒絶	72	85	57
		却下	46	75	71
		取下げ又は放棄	50	96	51
実用新案	審判請求件数		64	53	47
	平均審理期間（月）		5.6	5.6	4.3
	審決	請求の受理	26	34	17
		請求の拒絶	15	10	9
		却下	18	10	4
		取下げ又は放棄	6	4	15
意匠	審判請求件数		149	138	149
	平均審理期間（月）		4.1	4.2	5.0
	審決	請求の受理	59	66	40
		請求の拒絶	33	40	32
		却下	11	13	4
		取下げ又は放棄	28	22	21
商標	審判請求件数		90	93	101
	平均審理期間（月）		4.6	4.6	4.4
	審決	請求の受理	30	57	25
		請求の拒絶	25	24	17
		却下	3	3	12
		取下げ又は放棄	8	5	16

3.2. 中国：専利権侵害紛争審判

分類		地方知識産権局		
		2013 年	2014 年	2015 年
特許	受理件数	504	1010	1865
	非公開審理件数	351	988	1836
実用新案	受理件数	1589	3461	7836
	非公開審理件数	1093	3404	7711
意匠	受理件数	2591	3200	4501
	非公開審理件数	2092	3248	4493
決定	審決	241	442	756
	調停	1774	5256	11223
	取下げ又は放棄	461	1942	2061

3.3. 日本：判定（特許発明の技術的範囲についての見解）

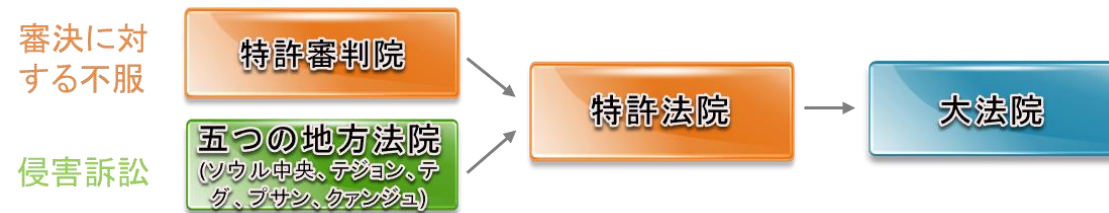
分類			2014年	2015年	2016年
特許	審判請求件数		39	28	97
	平均審理期間（月）＊		4.9	4.9	3.8
	審決	請求の受理	8	15	13
		請求の拒絶**	23	18	14
		却下	-	-	-
		取下げ又は放棄	1	12	29
実用新案	審判請求件数		1	1	0
	平均審理期間（月）		-	-	-
	審決	請求の受理	0	0	1
		請求の拒絶**	0	1	0
		却下	-	-	-
		取下げ又は放棄	0	0	0
意匠	審判請求件数		14	6	7
	平均審理期間（月）		12.1	13.9	9.9
	審決	請求の受理	8	4	2
		請求の拒絶**	3	8	3
		却下	-	-	-
		取下げ又は放棄	0	3	0
商標	審判請求件数		8	2	6
	平均審理期間（月）		6.5	8.0	9.0
	審決	請求の受理	4	2	2
		請求の拒絶**	1	2	0
		却下	-	-	-
		取下げ又は放棄	2	0	0

（＊ 平均審理期間とは特許及び実用新案事件の平均的長さである。）

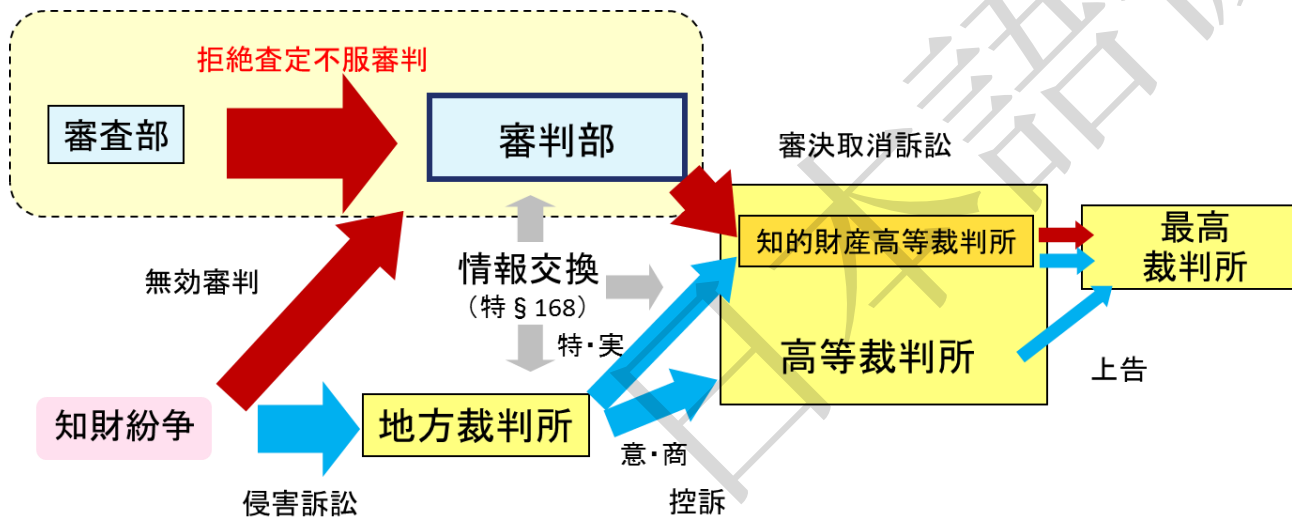
（** 特許、実用新案、意匠及び商標の拒絶件数は却下件数を含む。）

4. 特許訴訟制度

4.1. 韓国



4.2. 日本



4.3. 中国

